

本計画では人権をより尊重する観点から、可能な限り「障害者」を「障害のある人」、「障害児」を「障害のある児童」と表記しています。

ただし、国の法律や国や東京都の通知等においては、「障害者」「障害児」等の表記がされているため、それらを引用して表記する際には、「障害者」「障害児」等の表記を
用います。

『障害のある人もない人も、お互いを尊重し、 ともにつくろう、共生のまち東大和』



東大和市では平成6年3月に、「みんなの和21プランー東大和市地域福祉計画ー」(第一次地域福祉計画)を策定し、その後、地域福祉計画をはじめとする各福祉分野計画の策定や見直しによる改定を行ってまいりました。

この間、社会・経済情勢の大きな変化に伴い、地域社会における課題は、多様化・複雑化しており、それに応じた的確な対応が求められております。特に課題となっているのが、急速に進展している少子高齢化と人口減少への対応です。このような社会・経済情勢の変化を踏まえ、令和4年度を初年度とする「東大和市第三次基本構想」では、今後のまちづくりについて、従来の人口増加を前提とした考え方から、少子高齢化と人口減少に対応する新しい考え方へと転換し、社会・経済情勢の変化に適應する「活力あるまち、持続可能なまち」を目指すことといたしました。

そして、このたび、令和3年度を初年度とする「第6次東大和市地域福祉計画」、「東大和市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」、「第2次東大和市障害者総合プラン」、「第2次東大和市健康増進計画」及び「東大和市自殺対策計画」を一体的に策定することといたしました。これにより、各福祉分野計画において、きめ細かな事業計画とするとともに、各計画を横断的に連携して整備することで、統一した事業展開と福祉施策の充実に向けてまいります。

こうした流れのなか、「第2次東大和市障害者総合プラン」では、「障害のある人もない人も、お互いを尊重し、ともにつくろう、共生のまち東大和」を基本理念として掲げております。障害の有無に関わらず、共に支え合うという視点から、全ての人々がもつ多様性を尊重し、地域共生社会を実現してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、市民の皆様をはじめ、東大和市議会や東大和市地域福祉審議会並びに関係者の皆様より、多くの貴重なご意見を賜りましたことに対しまして、厚く御礼申し上げます。また、当市では、本計画実現のため、関係機関の皆様と連携を図り、着実に事業を実施してまいりますので、引き続きのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

東大和市長 尾崎 保夫

目次

第1章 総論

第1節 計画の概要	1
(1)計画策定の趣旨	1
(2)計画の位置づけ	1
(3)計画の対象者	2
(4)計画の期間	2
第2節 計画策定の背景	3
(1)国等の障害者施策の動向	3
(2)国の障害者基本計画	8
(3)障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定	8
(4)東大和市における関連する計画等の策定状況	9

第2章 計画の理念と目標

第1節 計画の理念	13
第2節 計画の目標	14
第3節 重点施策	15
第4節 施策の体系	16

第3章 障害福祉をめぐる東大和市の状況

第1節 障害のある人の状況	19
(1)障害者手帳所持者数の推移	19
(2)身体障害のある人	20
(3)知的障害のある人	22
(4)精神障害のある人	23
(5)難病患者	23
(6)支援が必要な子ども	24
第2節 障害福祉サービスの利用状況	25
第3節 アンケート調査結果	28
(1)調査の実施概要	28
(2)調査結果の概要	29

第4章 障害のある人に係る施策の展開

(第5次東大和市障害者計画)

目標 1 自立を支える基盤の整備と充実	37
1 障害のある人に対する差別の解消と権利擁護の推進	38
2 相談支援体制の充実	39
3 関係機関のネットワーク構築	41
目標 2 自立を支えるサービスの充実	43
1 サービス利用支援	44
2 障害者総合支援法に基づく給付費の支給	46
3 日常生活の支援	47
4 情報・コミュニケーションの支援	50
5 移動・外出のための支援	51
6 医療費助成・補装具費の給付・在宅医療サービスの実施	53
7 手当等の支給	55
目標 3 ライフステージに対応した支援の充実	57
1 障害のある子どもへの支援	58
2 就労の支援	61
3 生涯学習と社会参加の支援	63
目標 4 共生社会実現をめざした地域づくり	65
1 障害のある人への理解の推進	66
2 共生社会を支える人材育成、地域・環境の醸成	67
3 安全・安心なまちづくり	68

第5章 数値目標と確保のための方策

(第6期東大和市障害福祉計画・第2期東大和市障害児福祉計画)

第1節 令和5年度の数値目標	71
(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行	71
(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	73
(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実	74
(4)福祉施設から一般就労への移行等	75
(5)障害児支援の提供体制の整備等	76
(6)相談支援体制の充実・強化等	78
(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	79

第 2 節 障害福祉サービス等の見込量とその確保のための方策	80
(1)訪問系サービス	80
(2)日中活動系サービス	82
(3)居住系サービス	87
(4)相談支援サービス	89
第 3 節 障害児支援の見込量とその確保のための方策	91
(1)児童発達支援	91
(2)医療型児童発達支援	92
(3)放課後等デイサービス	92
(4)保育所等訪問支援	93
(5)居宅訪問型児童発達支援	93
(6)障害児相談支援	94
(7)医療的ケア児支援コーディネーターの配置人数	94
第 4 節 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	95
(1)保健、医療及び福祉関係者による協議の場	95
(2)精神障害のある人の地域生活に必要な障害福祉サービス等の利用者数	95
第 5 節 相談支援体制の充実・強化のための取組	97
(1)総合的・専門的な相談支援	97
(2)地域の相談支援体制の強化	97
第 6 節 障害福祉サービスの質を向上させるための取組	98
第 7 節 地域生活支援事業の実施に関する事項	99
(1)理解促進研修・啓発事業	99
(2)自発的活動支援事業	99
(3)相談支援事業	100
(4)成年後見制度利用支援事業	101
(5)成年後見制度法人後見支援事業	102
(6)コミュニケーション支援事業	102
(7)日常生活用具給付等事業	103
(8)移動支援事業	104
(9)地域活動支援センター	104
(10)その他の事業	105

第6章 計画の実施と評価

第 1 節 障害のある人の地域生活支援の仕組み	109
第 2 節 計画の評価と進行管理	109

資料

東大和市地域福祉審議会	111
(1)設置条例	111
(2)第九次地域福祉審議会委員名簿	113
審議経過	114
(1)地域福祉審議会 全体会	114
(2)地域福祉審議会 障害者部会	115
(3)パブリックコメント	115
(4)市民説明会	116
(5)地域自立支援協議会	116
(6)答申	116
用語解説	117

第1章

総論

第1節 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

東大和市は、平成 18 年 5 月、障害者基本法に基づく障害者計画を包含する「第三次東大和市地域福祉計画」(計画期間:平成 18 年度から平成 22 年度)を策定し、また、平成 19 年 3 月には、障害者自立支援法に基づく「第 1 期東大和市障害福祉計画」を策定しました。

その後、3 年ごとに障害者計画・障害福祉計画を策定し、平成 30 年 3 月には児童福祉法の改正によって策定が義務付けられた障害児福祉計画を含めた「東大和市障害者総合プラン(第 4 次東大和市障害者計画・第 5 期東大和市障害福祉計画・第 1 期東大和市障害児福祉計画)」(計画期間:平成 30 年度から平成 32 年度)を一体的に策定し、障害者施策を総合的に推進してまいりました。

このたび、現行計画の計画期間が終了を迎えることから、これまでの進捗状況を踏まえ、新たな課題に対応した「第 2 次東大和市障害者総合プラン(第 5 次東大和市障害者計画・第 6 期東大和市障害福祉計画・第 2 期東大和市障害児福祉計画)」(計画期間:令和 3 年度から令和 5 年度)を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画の根拠法は次のとおりです。

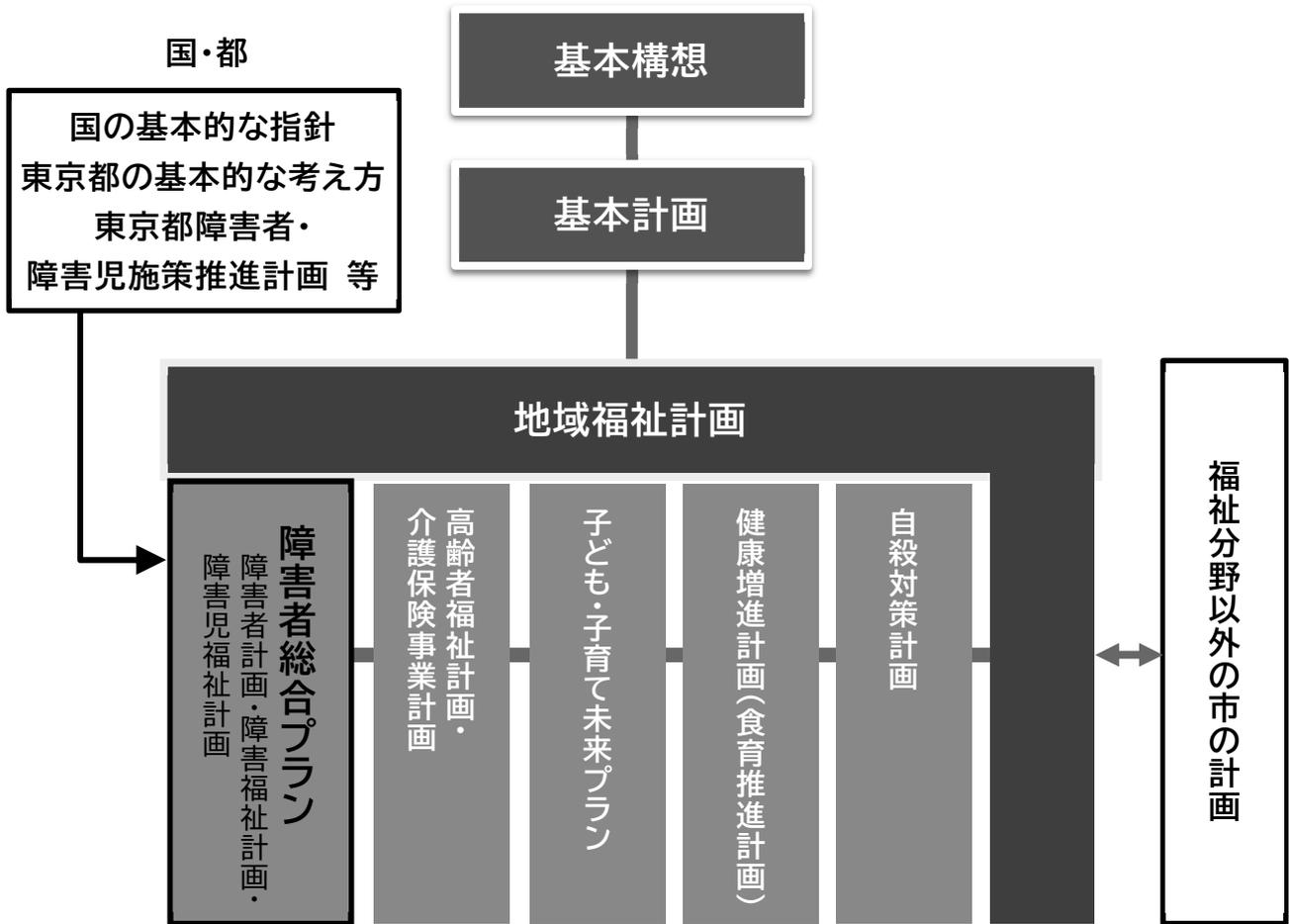
表 1-1 第 2 次東大和市障害者総合プランにおける各計画の根拠法

第 2 次東大和市障害者総合プランの各計画	根拠法
第 5 次東大和市障害者計画	「障害者基本法」第 11 条第 3 項の規定に基づく計画です。
第 6 期東大和市障害福祉計画	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)第 88 条第 1 項の規定に基づく計画です。
第 2 期東大和市障害児福祉計画	「児童福祉法」第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づく計画です。

また、本計画は東大和市総合計画「第二次基本構想(改定)及び第四次基本計画」を上位計画に、第六次地域福祉計画や関連計画と調和を図り策定します。

なお、第 6 期東大和市障害福祉計画・第 2 期東大和市障害児福祉計画は、障害福祉計画・障害児福祉計画策定に係る国の基本的な指針に即し、かつ両計画の策定に向けた東京都の基本的な考え方を踏まえた数値目標等を内容とするものです。

図 1-1 第2次東大和市障害者総合プランと他計画の関係



(3) 計画の対象者

「計画の対象者」とは、障害者基本法の定義に基づく身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、その他心身の機能に障害がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に制限を受けている状態にある人を総称するものです。

(4) 計画の期間

本計画は、障害のある人や障害のある児童に係る計画として一体的に策定することから、障害福祉計画・障害児福祉計画策定のための国の基本的な指針に定める計画策定期間、期間及び見直し時期の規定と整合を図り、計画期間を令和3年度から令和5年度の3か年とします。

なお、次期の計画である第3次東大和市障害者総合プラン(第6次東大和市障害者計画・第7期東大和市障害福祉計画・第3期東大和市障害児福祉計画)は、計画期間を令和6年度から令和8年度の3か年とし、令和5年度中に策定します。

第2節 計画策定の背景

(1) 国等の障害者施策の動向

①障害者基本法

障害者基本法は、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定めた法律で、平成5年の改正で法律名も「障害者基本法」となりました。平成16年の改正により、国は、「障害者基本計画」、都道府県・市町村は、「障害者計画」を策定しなければならないこととされました。

また、平成23年の改正により次の事項が定められました。

- 「障害のある人があらゆる分野において分け隔てられることなく、他者と共生することができる社会の実現」が法の目的として新たに規定されました。
- 「障害」の範囲について、発達障害や難病などに起因する障害が含まれることを明確化する観点から、精神障害に「発達障害を含む。」と定義し、難病などに起因する障害については「その他の心身の機能の障害」に含むものとして整理されました。
- 障害の有無に関わらず共生する社会の実現を図るに当たってすべき事項として、地域社会における共生、コミュニケーション手段の選択の機会の確保が、新たに規定されました。

②障害者自立支援法

平成15年4月、支援費制度が導入され、障害者福祉サービスは、「措置制度」から、「契約に基づく制度」に大きく変更されました。しかし支援費制度は、急激に増加した利用者に対し財源保障がなされていないこと、旧来の身体障害者福祉法、知的障害者福祉法といった個別法に依拠していたことなどの課題を抱えて、制度開始早々から制度改革が検討され、その結果、平成18年4月、障害者自立支援法が施行されました。

障害者自立支援法には次の5つのねらいがあります。

- 障害のある人の福祉サービスを一元化
- 利用者本位のサービス体系に再編
- 安定的な財源の確保
- 障害のある人がもっと働ける社会の実現
- 支給決定の透明化、明確化

なお、障害者自立支援法第88条により、市町村は「市町村障害福祉計画」を定めるものとされ、計画には、障害福祉サービス等の必要な見込量、見込量を確保するための方策を盛り込むと規定されました。

障害者自立支援法により、障害福祉サービスの利用について1割の負担が導入されたことは、障害当事者の反発を招き、施行後ほどなくして利用者負担が軽減され、以後さらなる利用者負担軽減等の改正が繰り返されました。

また、財源確保のために国庫負担基準額を設けたため、重度の障害のある人に必要な介助量が支給されないという事態も招きました。

障害者自立支援法施行による生活への影響は大きく、全国各地で訴訟が提起されました。裁判は、平成 22 年 1 月、厚生労働省との基本合意書を締結して終結しました。基本合意書では、障害者自立支援法の廃止と新法の制定が約束されました。

③障害者総合支援法

平成 21 年 12 月、障害者自立支援法への障害当事者からの異議申立ての結果として新たな制度検討が求められたこと、「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)の批准を目的とする国内法の整備の必要から「障がい者制度改革推進本部」が設置されました。その下に「障がい者制度改革推進会議」が設けられ、さらに障害者自立支援法後の新たな法の検討を目的に、「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」が設置されました。

これを受けて、平成 24 年 6 月、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が公布され、障害者自立支援法は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)に改称され、平成 25 年 4 月(一部平成 26 年 4 月)に施行されました。

法律名改称に伴う改正の概要は、次のとおりです。

- 平成 23 年 8 月に施行された改正障害者基本法の目的や基本原則を新法の基本理念として規定した。
- 制度の谷間のない支援を提供する観点から、「障害者」の定義に新たに難病等を加え、障害福祉サービス等の対象とした。
- 障害程度区分を障害支援区分に改め、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとした。
- 障害のある人に対する支援として、重度訪問介護の対象拡大(重度の知的障害のある人・精神障害のある人も含む)、共同生活介護の共同生活援助への一元化、地域移行支援の対象拡大、地域生活支援事業の追加を行う。

④障害者虐待防止法

平成 23 年 6 月、「障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)が成立、平成 24 年 10 月に施行されました。法では、障害のある人への虐待を①養護者による虐待、②障害者福祉施設従事者等による虐待、③使用者による虐待と定義して、市町村、都道府県などの責務を規定しています。養護者による虐待では、通報を受けた市町村は、立入調査等で事実確認をし、必要に応じて被虐待者の一時保護等も行うこととされました。施設従事者等による虐待に対しては都道府県が、使用者による虐待に対しては都道府県労働局が指導することとされました。

また、虐待対応の窓口として、市町村の部局または施設において「障害者虐待防止センター」、都道府県の部局または施設において「障害者権利擁護センター」の機能を果たすようにすると規定されました。

⑤障害者優先調達推進法

平成 25 年 4 月、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(障害者優先調達推進法)が施行されました。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、障害のある人の自立に資することを目的とするものです。

⑥障害者雇用促進法の改正

平成 25 年 6 月、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、平成 28 年 4 月に施行されました。

主な改正点は、次のとおりです。

- 雇用の分野における障害を理由とする差別的取り扱いを禁止する。
- 事業主に、障害のある人が働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付ける。
- 法定雇用率の算定基礎に精神障害のある人を加える。

平成 30 年 4 月から、法定雇用率の引き上げ等が行われ、令和 3 年 3 月からさらに引き上げる方針が決定しています。

⑦障害者差別解消法

平成 25 年 6 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が成立し、平成 28 年 4 月に施行されました。

この法律では、主に次のことを定めています。

- 国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」(不当な差別的取り扱い及び合理的配慮の不提供)を禁止すること。
- 差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。
- 行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること。

⑧障害者権利条約の批准

平成 18 年 12 月、国連において「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)が採択されました。国は、条約批准に向けた国内法の整備として、障害者基本法の改正、障害者自立支援法の改正と障害者総合支援法の施行、障害者雇用促進法の改正、障害者差別解消法の制定等を行い、平成 26 年 1 月、条約を批准、2 月に発効しました。

障害者権利条約は、「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的としており、条約に基づいた取組が国内外で進められつつあります。

⑨障害者総合支援法の施行後 3 年を目途とした見直しと児童福祉法の改正

障害者総合支援法の附則において、同法の施行から 3 年後を目途として、検討を加え所要の措置を講ずるものとされました。これを踏まえ、「生活」と「就労」に対する支援をより一層充実させることを目標とした新サービスの創設や、既存のサービスをより充実させるために「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が制定され、平成 30 年 4 月から施行されました。

障害者総合支援法と児童福祉法の主な改正点は次のとおりです。

- 地域生活を支援する新たなサービス(自立生活援助)の創設
- 就労定着に向けた支援を行う新たなサービス(就労定着支援)の創設
- 重度訪問介護の訪問先の拡大
- 高齢の障害のある人の介護保険サービスの円滑な利用
- 居宅訪問により児童発達支援を提供するサービス(居宅訪問型児童発達支援)の創設
- 保育所等訪問支援の支援対象の拡大
- 医療的ケア児に対する支援
- 障害のある児童のサービス提供体制の計画的な構築

⑩地域包括ケア強化法と共生型サービスの創設

地域共生社会の実現に向けて、「我が事」・「丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへの転換を目指して、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(地域包括ケア強化法)が平成 30 年 4 月に施行されました。

この中で「地域共生社会の実現に向けた取組の推進等」として、市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化、高齢者と障害のある児童や人が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスが創設されました。

⑪地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行

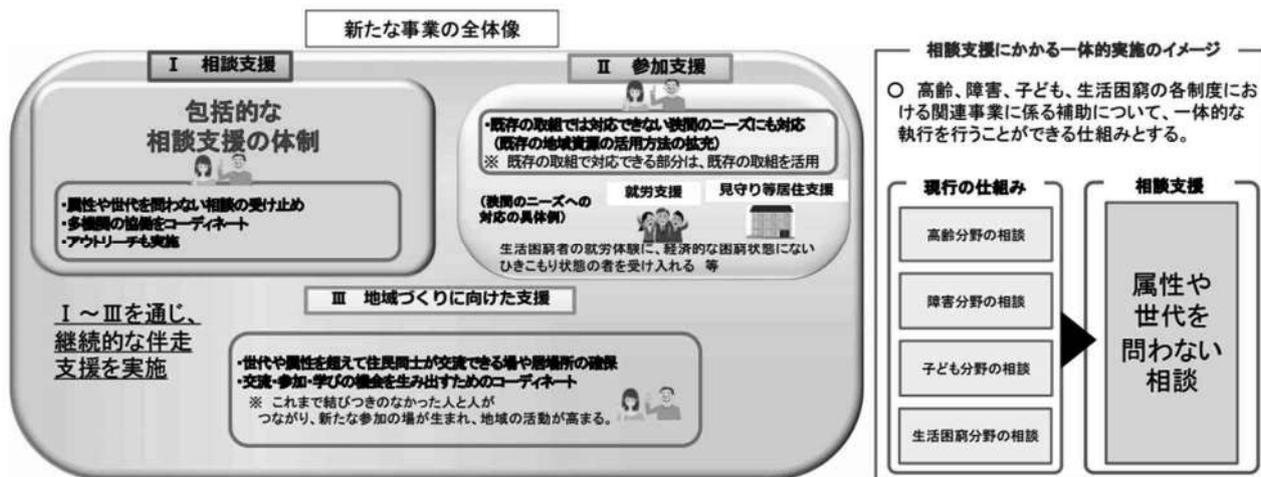
地域共生社会の実現を目指す取組を推進するため、社会福祉法等の改正が予定されています。(施行期日:令和3年4月1日)

主な改正内容は次のとおりです。

- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援
- 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進
- 医療・介護のデータ基盤の整備の推進
- 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- 社会福祉連携推進法人制度の創設

この中で一つ目の「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援」については、高齢、障害、子ども、生活困窮等に関する包括的な相談支援の体制づくりが掲げられています。

図 1-2 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制



⑫障害のある人の社会参加を支える新たな法の施行

平成 30 年 6 月、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。この法律では、障害の有無に関わらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障害のある人による文化芸術活動を幅広く促進することとされ、文化芸術の鑑賞や創造の機会の拡大、作品等の発表の機会の確保等の基本的施策が定められました。

また、令和元年 6 月には、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、視覚障害のある人等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することで、障害の有無に関わらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とし、視覚障害のある人等の図書館利用に係る体制整備、インターネットを利用したサービス提供体制の強化、特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援等が規定されました。

(2) 国の障害者基本計画

国は平成 30 年度から 5 か年を計画期間とする「障害者基本計画(第 4 次)」を平成 30 年 3 月に策定しています。

国が講ずべき障害者施策の基本的方向について次のように掲げられています。

- 安全・安心な生活環境の整備
- 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- 防災、防犯等の推進
- 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- 保健・医療の推進
- 行政等における配慮の充実
- 雇用・就業、経済的自立の支援
- 教育の振興
- 文化芸術活動・スポーツ等の振興
- 国際社会での協力・連携の推進

(3) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定

① 国の基本的な指針

障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定は、国の基本的な指針(平成 18 年厚生労働省告示第 395 号)に即することとされ、令和 2 年 5 月に告示されました。

主な見直しのポイントは以下のとおりです。

- 地域における生活の維持及び継続の推進
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 発達障害のある人等支援の一層の充実
- 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- 相談支援体制の充実・強化等
- 障害福祉サービスの質の向上
- 障害福祉人材の確保
- 障害のある人の社会参加を支える取組

②両計画の策定に向けた東京都の基本的な考え方

(東京都障害者施策推進協議会 第6回専門部会資料より)

<障害(児)福祉計画の基本理念>

都は、「障害者権利条約」や、「障害者基本法」、「障害者総合支援法」の基本理念を踏まえて、自らの生活の在り方や人生設計について、障害者自身が選び、決め、行動するという、「自己選択・自己決定」の権利を最大限に尊重するとともに、意思決定の支援を適切に受けられるよう配慮し、障害者が必要な支援を受けながら、障害者でない者と等しく、どのような状況においても人間としての尊厳をもって地域で生活できる社会の実現を目指して、障害者施策を計画的かつ総合的に推進する。

基本理念Ⅰ 全ての都民が共に暮らす共生社会の実現

基本理念Ⅱ 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現

基本理念Ⅲ 障害者がいきいきと働ける社会の実現

(4) 東大和市における関連する計画等の策定状況

①第三次基本構想・第五次基本計画

現在、令和4年度を初年度とする「(仮称)東大和市新総合計画」の策定作業を進めています。新総合計画では、20年後に市が目指すべき“まち”の姿(将来都市像)を掲げる(第三次基本構想)とともに、その将来像を実現するために当初10年で行うべき施策を明らかにします(第五次基本計画)。

第三次基本構想では、基本目標として以下の6つを掲げています。

- 子どもたちの笑顔があふれるまち
- 健康であたたかい心がかよいうまち
- 安全・安心で利便性が高いまち
- 心豊かに暮らせるまち
- 環境にやさしいまち
- 暮らしと産業が調和した活力あるまち

②子ども・子育て未来プラン

令和2年3月に令和2年度から令和6年度を計画期間とする「東大和市子ども・子育て未来プラン」を策定しました。

子ども・子育て未来プランでは、以下の基本目標を掲げています。

- 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みをつくります
- ライフステージに沿った子どもの成長と発達を支援する環境をつくります
- 子育てしやすい安全・安心な環境をつくります
- 子ども・若者の健やかな成長と自立を支える地域をつくります
- 支援や配慮を必要とする子どもや家庭を支える地域をつくります

③健幸都市の実現に向けた東大和市健康寿命延伸取組方針

生涯にわたって健康でいきいきと豊かな人生を送ることができることを目指して、平成 30 年度に「健幸都市の実現に向けた東大和市健康寿命延伸取組方針」を策定し、令和 2 年度に、健幸都市宣言を行いました。

5 つの取組方針は次のとおりです。

- 身体機能を維持・改善する運動習慣の定着
- 身体を良好な状態に保つ食生活の実践
- 孤立を防ぐ社会参加の促進
- 病気を予防・早期発見する受診の促進
- 健康づくりにつながる環境の整備

④地域福祉計画ほか福祉分野の計画の策定

平成 30 年 4 月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（地域包括ケア強化法）が施行されました。これに伴い、社会福祉法が改正され、「地域福祉計画」が各種福祉関係計画の上位計画として位置づけられ、地域福祉計画において福祉の各分野における共通事項を定めることとされました。

当市では、令和 2 年度において、令和 3 年度からを計画期間とする地域福祉計画、障害者総合プラン（第 5 次東大和市障害者計画・第 6 期東大和市障害福祉計画・第 2 期東大和市障害児福祉計画）、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、健康増進計画、自殺対策計画を策定し、地域福祉計画を上位計画として、各分野の計画の整合を図りながら福祉の推進を図っていきます。

⑤SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された国際目標です。

令和 12 年を目標年限とし、「地球上の誰一人として取り残さない」持続可能な社会の実現に向けて、国際社会全体で取り組むこととされています。

SDGs では、達成すべき具体的目標として、17 のゴール(意欲目標)と 169 のターゲット(行動目標)が示されています。

この SDGs について、国では、平成 28 年に「SDGs 実施指針」を策定し、SDGs を全国的に実施するためには、地方自治体などによる積極的な取組が不可欠であるとしています。

当市では、SDGs で掲げられている 17 のゴールについて、地方自治体の取組と密接な関連があり、地方自治体の取組そのものが、SDGs の達成につながるものと考えています。本計画で掲げる施策や事業を推進することにより、SDGs の達成に取り組んでいきます。

図 1-3 SDGs の 17 のゴール



上記のうち、本計画と密接な関連のあるゴールは、以下のとおりです。

図 1-4 本計画と密接な関係のあるゴール



第2章

計画の理念と目標

第1節 計画の理念

東大和市障害者総合プラン(第4次東大和市障害者計画・第5期東大和市障害福祉計画・第1期東大和市障害児福祉計画)では、計画の理念を次のように定めました。

『障害のある人もない人も、すべての人がお互いを尊重し支えあう、共生社会の構築を』

これは、障害者基本法第1条に掲げられた理念を基本とし、その後、「障害者差別解消法」や「改正障害者雇用促進法」の施行、「障害者総合支援法」施行3年後の見直し等がなされたことを踏まえ、すべての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指したものです。

「地域共生社会」とは、地域を構成するあらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを形成し、公的な福祉サービスと協働して助けあいながら暮らすことのできる社会です。

平成30年4月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(地域包括ケア強化法)が施行され、障害のある人を含む地域に暮らすすべての人が支え合う仕組みが示されました。

令和2年5月に策定された国の基本的な指針でも、『地域共生社会の実現』が掲げられ、地域のあらゆる市民が支え手と受け手にわかれるのではなく、共に住みやすい“まち”をつくっていくことが重要とされています。

このようなことから、第2次東大和市障害者総合プラン(第5次東大和市障害者計画・第6期東大和市障害福祉計画・第2期東大和市障害児福祉計画)では、現計画の理念を引き継ぎつつ、障害の有無に関わらず、共に支え合うという視点から、すべての人がもつ多様性を尊重し、地域共生社会を実現することを目指して、計画の理念を次のように定めます。

『障害のある人もない人も、

お互いを尊重し、ともにつくろう、共生のまち東大和』

第2節 計画の目標

本計画では、理念を実現するために次の4つの目標を掲げます。

目標1

自立を支える 基盤の整備と充実

障害のある人の人権が尊重され地域で自立した生活を送ることができるよう、差別解消や権利擁護のための施策を推進します。

また、障害のある人が必要なサービスを適切に受けられるよう、その基盤となる相談支援体制の整備、関係機関のネットワーク構築を図ります。

目標2

自立を支える サービスの充実

障害者総合支援法に基づいた障害福祉サービス等については、障害福祉計画及び障害児福祉計画に基づきサービス提供体制の整備に努めます。

その他、障害のある人が地域で自立した生活を送るための各種サービスの充実に努めます。また、医療費助成、障害者手当の支給等を通して、障害のある人の経済的自立を支援します。

目標3

ライフステージに 対応した支援の充実

障害の早期発見、幼児期や学齢期に必要な支援、就労、地域生活など、障害のある人の年齢に応じて様々な課題があります。それらの課題に応えるために、行政をはじめとした地域の関係機関が連携し、ライフステージに対応した一貫した支援を実施するよう努めます。

また、障害のある人の学習機会を保障し、社会参加のための支援を行います。

目標4

共生社会実現を めざした地域づくり

障害のある人、障害のない人が分け隔てなく共に生きていくためには、障害のある人や障害に対する偏見や差別、社会的障壁(バリア)をなくす必要があります。そのため、障害のある人や障害についての理解と認識を深めるための活動を推進します。

また、共生社会を支える人材育成や地域・環境の醸成、障害のある人にとって安全・安心なまちづくりを進め、自助・共助のまちづくりに取り組みます。

第3節 重点施策

本計画の期間中に、特に重点的に取り組む項目として、以下の重点施策を掲げます。

重点施策1 障害のある人の権利擁護、理解促進のための施策

障害のある人の多くは、日常生活で差別や偏見を感じています。共生社会実現のために、障害のある人の権利擁護や、障害のある人への理解促進を進める施策に取り組んでいきます。

- 障害者差別解消法の周知、法に基づく取組を一層、進めます。
- 障害のある人への理解を促進するための取組を進めます。
- 障害者虐待防止法の周知、法に基づく取組を進めます。
- 成年後見制度等、権利擁護事業の周知と利用促進に取り組みます。

重点施策2 地域で安心して暮らし続けるための施策

現在、家族と暮らしている人の中には、介護者である家族の高齢化や自身の障害の重度化により、今までのような暮らしを続けられるのか不安に思っている人が多くいます。障害のある人がこれからも地域で安心して暮らし続けるための施策を重点的に進めていきます。

- 生活介護等の日中活動の場の整備・充実を図ります。
- グループホームの整備・充実を図ります。
- 地域生活支援拠点の整備を段階的に進め、その機能の充実を図ります。
- 緊急一時保護を拡充するとともに緊急一時支援事業を実施し、緊急時に対応します。
- 自立体験事業を実施し、自立体験の場・機会を設けます。

重点施策3 地域共生社会実現のための施策

地域共生社会では、地域で暮らす市民が支え手と受け手にわかれるのではなく、各々が役割を担い、ともに住みやすい“まち”をつくっていくことが重要です。そのために、様々な関係機関の連携を強化することや、障害福祉サービス従事者やボランティア等の人材育成を行うことで、共生社会実現に向けた地域づくり、環境醸成に努めます。

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議での協議を進めます。
- 障害福祉サービス等従事者の確保や養成に取り組みます。
- 障害のある人のためのボランティア育成に取り組みます。
- 障害福祉分野以外の関係機関等との連携強化に努めます。
- 障害のある人の防災・防犯のための自助や共助の取組を進めます。

第4節 施策の体系

目標1 自立を支える基盤の整備と充実

施策の方向	主な取組	
1 障害のある人に対する差別の解消と権利擁護の推進	1-1 障害者差別解消法に基づく取組	重点施策 1
	1-2 障害者虐待防止対策の実施	重点施策 1
	1-3 障害のある人の意思決定支援の推進	
	《参考》 成年後見制度利用支援事業 成年後見制度法人後見支援事業 成年後見制度利用支援体制の充実 権利擁護の推進	障害福祉計画 障害福祉計画 地域福祉計画 地域福祉計画
2 相談支援体制の充実	2-1 障害のある人への総合的な相談支援の実施	
	2-2 身体・知的障害者相談員の設置	
	2-3 精神保健福祉相談(一般相談)	
	2-4 高次脳機能障害のある人の相談支援の充実	
	2-5 難病患者の相談支援の充実	
	2-6 発達障害のある人の相談支援の充実	
	2-7 障害のある人の介護者への相談支援の充実	
	《参考》 基幹相談支援センター事業の推進 地域活動支援センターでの相談支援の推進 障害者総合支援法・児童福祉法に基づく相談支援	障害福祉計画 障害福祉計画 障害福祉計画・障害児福祉計画
3 関係機関のネットワーク構築	3-1 地域自立支援協議会の設置・運営	
	3-2 地域生活支援拠点の整備・充実	重点施策 2
	3-3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議の設置・運営	重点施策 3
	3-4 精神保健福祉関係者連絡会等の開催	
	3-5 事業所連絡会の設置・運営	
	《参考》 地域生活支援拠点での取組項目(再掲)	

目標2 自立を支えるサービスの充実

施策の方向	主な取組	
1 サービス利用支援	1-1 障害福祉サービス等の周知・情報提供	
	1-2 適正な障害支援区分の認定	
	1-3 障害福祉サービスへの苦情対応	
	1-4 サービス事業所への指導検査体制の整備	
	1-5 福祉サービス第三者評価受審への支援	
	1-6 事業所の確保及び障害福祉人材の確保・養成	重点施策 3
	1-7 障害福祉関係職員の研修参加の促進	
	1-8 相談支援事業所の整備・相談支援の質の向上	
《参考》	福祉サービス苦情窓口の運営	地域福祉計画
	利用者の立場に立った福祉サービスの推進	地域福祉計画
2 障害者総合支援法に基づく給付費の支給	《参考》 訪問系サービス	障害福祉計画
	日中活動系サービス	障害福祉計画
	居住系サービス	障害福祉計画
	相談支援サービス	障害福祉計画
3 日常生活の支援	3-1 寝具乾燥等事業	
	3-2 おむつ支給事業	
	3-3 食事サービス事業	
	3-4 電話料助成事業	
	3-5 重度脳性麻痺者介護事業	
	3-6 身体障害者補助犬の貸与事業	
	3-7 緊急一時保護及び支援事業	重点施策 2
	3-8 自立体験事業	重点施策 2
《参考》	住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	障害福祉計画
	日常生活用具給付等事業	障害福祉計画
	地域生活支援センター	障害福祉計画
	訪問入浴サービス事業	障害福祉計画
	日中一時支援事業	障害福祉計画
	住宅設備改善費給付事業	障害福祉計画

施策の方向	主な取組	
4 情報・コミュニケーションの支援	4-1 視覚障害・聴覚障害のある人等への情報提供の充実	
	4-2 市主催事業等への手話通訳者の設置	
	4-3 市ホームページにおける情報アクセシビリティの向上	
	4-4 障害特性に応じた投票環境の整備	
	4-5 情報・コミュニケーション支援拡充のための協議の場の設置・運営	
	《参考》 コミュニケーション支援事業(手話通訳者等の派遣) 障害福祉計画 コミュニケーション支援事業(点訳、音訳事業) 障害福祉計画 コミュニケーション支援事業(手話通訳者設置事業) 障害福祉計画 コミュニケーション支援事業(奉仕員養成研修事業) 障害福祉計画	
5 移動・外出のための支援	5-1 福祉タクシー事業	
	5-2 ガソリン費助成事業	
	5-3 都営交通無料乗車券の発行	
	《参考》 移動支援事業 障害福祉計画 自動車運転免許取得費助成事業 障害福祉計画 自動車改造費助成事業 障害福祉計画 公共交通の連携と移送サービスの充実 地域福祉計画	
6 医療費助成・補装具費の給付・在宅医療サービスの実施	6-1 自立支援医療(更生医療)給付費の給付	
	6-2 自立支援医療(育成医療)給付費の給付	
	6-3 自立支援医療(精神通院)医療費助成の申請受理	
	6-4 心身障害者(児)医療費助成	
	6-5 難病等医療費助成の申請受理	
	6-6 小児慢性特定疾病医療費助成の申請受理	
	6-7 小児精神障害者入院医療費助成の申請受理	
	6-8 補装具費の給付	
	6-9 中等度難聴児発達支援事業	
	6-10 障害のある人の歯科診療の実施	
7 手当等の支給	7-1 心身障害児福祉手当	
	7-2 心身障害者福祉手当	
	7-3 難病患者福祉手当	
	7-4 原爆被爆者見舞金	

目標3 ライフステージに対応した支援の充実

施策の方向	主な取組	
1 障害のある子どもへの支援	1-1 発達障害の早期発見と支援	
	1-2 障害のある児童の保育	
	1-3 障害のある児童の療育	
	1-4 障害のある児童の学童保育	
	1-5 就学相談の充実	
	1-6 通常学級における障害のある児童・生徒の介助	
	1-7 特別支援教育の推進	
	1-8 都立特別支援学校との連携強化	
	1-9 障害のある子どもの切れ目のない支援体制の構築	
	1-10 医療的ケア児の支援体制の整備	
《参考》 児童福祉法に基づく給付 障害児福祉計画		
2 就労の支援	2-1 就労支援事業の充実	
	2-2 市役所内実習、職場体験実習	
	2-3 福祉就労から一般就労への移行促進	
	2-4 障害者優先調達推進法に基づく調達の推進	
	2-5 障害者就労施設への支援	
	2-6 市内事業者における雇用の促進	
	2-7 市内の農業と連携した障害のある人の就労の促進	
	2-8 市役所における障害のある人の雇用の促進等	
《参考》 就職支度金給付事業 障害福祉計画		

施策の方向	主な取組		
3 生涯学習と社会参加の支援	3-1	学習機会の保障	
	3-2	障害者青年教室の開催	
	3-3	障害のある人向け図書館サービス	
	3-4	障害のある人のスポーツ・レクリエーションの普及・啓発	
	《参考》	自発的活動支援事業 地域活動支援センター	障害福祉計画 障害福祉計画

目標4 共生社会実現をめざした地域づくり

施策の方向	主な取組		
1 障害のある人への理解の推進	1-1	障害者週間の周知及び取組	重点施策 1
	1-2	障害のある人への理解のための啓発活動	重点施策 1
	1-3	精神保健福祉普及運動の周知	
	1-4	精神保健講演会の実施	
	1-5	学校における交流及び共同学習等	
《参考》	理解促進研修・啓発事業 福祉教育の推進	障害福祉計画 地域福祉計画	重点施策 1
2 共生社会を支える人材育成、地域・環境の醸成	2-1	障害のある人のためのボランティアの育成	重点施策 3
	2-2	高齢者ほっと支援センターとの連携	重点施策 3
	2-3	くらし・しごと応援センターそえるとの連携	重点施策 3
	《参考》	ボランティア等活動の推進	地域福祉計画
3 安全・安心なまちづくり	3-1	救急直接通報システム事業	
	3-2	住宅火災通報システム事業	
	3-3	ヘルプカードを活用した防災・防犯の取組	
	3-4	防災・防犯のための自助や共助の取組	重点施策 3
	3-5	感染症拡大防止等の取組	
《参考》	災害時要配慮者対策の推進 安心と安全を守る環境づくりの推進 公共建築物及び公園・道路などの公共施設の整備	地域福祉計画 地域福祉計画 地域福祉計画	

第3章

障害福祉をめぐる東大和市の状況

第1節 障害のある人の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

当市の人口は、平成 27 年をピークとし、以降は微減となっており、令和 27 年(2045 年)には 78,666 人となることを見込まれています。一方、老年(高齢者)人口(65 歳以上)は年々増加し、構成比率では 36.5%になるとの見通しです((仮称)東大和市新総合計画基礎調査報告書における将来推計人口)。

障害者手帳所持者数(身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人)は、毎年 50 人前後増加しており、人口は微減傾向であるものの、高齢化の進行や知的障害のある人、精神障害のある人の増加傾向を勘案すると、今後もしばらくの間、増加していくことが予測されます。

なお、障害者基本法等で規定された「障害」の範囲には、発達障害や難病などに起因する障害もあり、これらの人を加えると、実際の障害のある人の数は、さらに増えるものと思われます。

表 3-1 障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

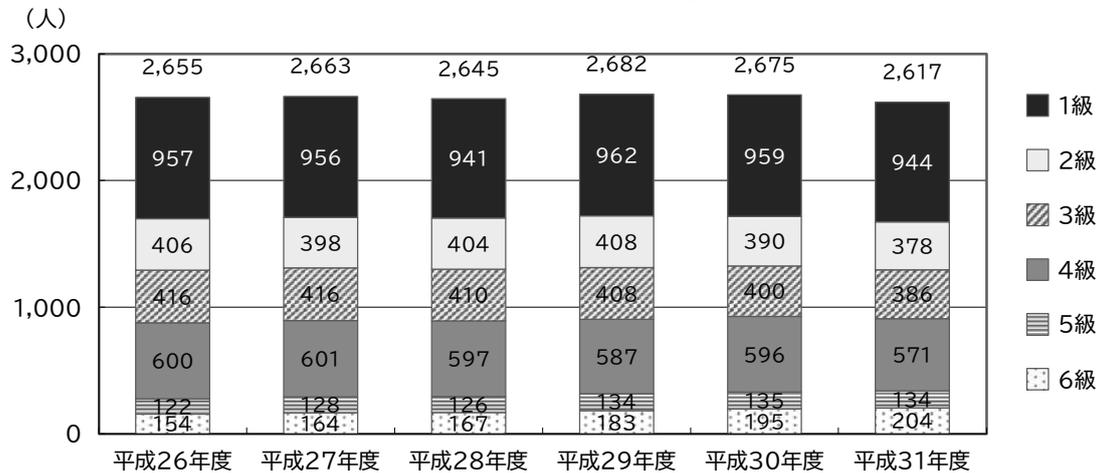
年度	総人口	身体障害者 手帳所持者	愛の手帳 所持者	精神障害者 保健福祉手帳 所持者	合計
平成 15 年度	79,960	2,039	352	—	2,391
平成 16 年度	79,978	2,145	363	—	2,508
平成 17 年度	79,977	2,223	384	—	2,607
平成 18 年度	81,288	2,285	416	263	2,964
平成 19 年度	81,977	2,346	443	245	3,034
平成 20 年度	82,218	2,393	457	238	3,088
平成 21 年度	82,734	2,447	488	392	3,327
平成 22 年度	83,413	2,496	502	444	3,442
平成 23 年度	83,567	2,565	530	492	3,587
平成 24 年度	84,671	2,611	563	564	3,738
平成 25 年度	85,382	2,655	600	572	3,827
平成 26 年度	86,092	2,655	628	631	3,914
平成 27 年度	86,044	2,663	668	673	4,004
平成 28 年度	85,857	2,645	700	707	4,052
平成 29 年度	85,698	2,682	727	757	4,166
平成 30 年度	85,337	2,675	741	805	4,221
平成 31 年度	85,266	2,617	770	870	4,257

※各年度 3 月末現在

(2) 身体障害のある人

平成31年度の身体障害者手帳所持者は2,617人で、近年、総数は微減しています。年齢別では、65歳以上の人全体全体の70.2%を占めています。

図3-1 身体障害者手帳所持者数の推移



※各年度3月末現在

表3-2 年齢別 身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

障害等級		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1級	18歳未満	35	37	39	37	36	37
	18～64歳	310	308	289	298	299	295
	65歳以上	612	611	613	627	624	612
2級	18歳未満	13	14	14	19	16	11
	18～64歳	136	132	137	139	133	135
	65歳以上	257	252	253	250	241	232
3級	18歳未満	10	9	8	8	8	10
	18～64歳	100	97	100	90	80	83
	65歳以上	306	310	302	310	312	293
4級	18歳未満	6	6	5	6	4	3
	18～64歳	140	137	127	119	121	118
	65歳以上	454	458	465	462	471	450
5級	18歳未満	4	3	2	1	3	4
	18～64歳	43	48	43	45	42	42
	65歳以上	75	77	81	88	90	88
6級	18歳未満	3	4	5	5	5	4
	18～64歳	40	45	44	41	42	38
	65歳以上	111	115	118	137	148	162
合計	18歳未満	71	73	73	76	72	69
	18～64歳	769	767	740	732	717	711
	65歳以上	1,815	1,823	1,832	1,874	1,886	1,837

※各年度3月末現在

障害別では、平成31年3月末現在、肢体不自由が1,303人で全体の49.8%。次いで内部障害が835人で31.9%を占めています。等級別では、1級・2級の重度障害のある人が1,322人で全体の50.5%を占めています。

平成27年度から平成31年度の5年間の推移では、平成27年度から平成31年度までの間で、視覚障害が10人、聴覚障害が42人、音声・言語障害が1人、内部障害が8人増加しています。

表3-3 障害別 身体障害者手帳所持者数(平成31年3月末現在) (単位:人、%)

障害区分・等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	構成比
肢体不自由	311	264	254	320	104	50	1,303	49.8
児童数	28	5	4	1	1	2	41	
視覚障害	50	52	10	11	30	9	162	6.2
児童数	1	1	0	0	3	0	5	
聴覚障害	12	51	25	61	0	145	294	11.2
児童数	1	4	2	0	0	2	9	
音声・言語障害	5	1	11	6	0	0	23	0.9
児童数	0	0	0	0	0	0	0	
内部障害	566	10	86	173	0	0	835	31.9
児童数	7	1	4	2	0	0	14	
合計	944	378	386	571	134	204	2,617	100.0
児童数	37	11	10	3	4	4	69	
構成比	36.1	14.4	14.7	21.8	5.1	7.8	100.0	

※児童数は18歳未満(内数)

※構成比は総数(2,617人)に占める値

表3-4 障害別 身体障害者手帳所持者数の推移 (単位:人)

障害区分・等級	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
肢体不自由	1,414	1,410	1,387	1,381	1,361	1,303
児童数	43	45	44	45	41	41
視覚障害	145	152	152	159	160	162
児童数	4	4	4	4	5	5
聴覚障害	244	252	260	274	283	294
児童数	9	10	10	11	11	9
音声・言語障害	23	22	20	22	24	23
児童数	1	1	1	0	0	14
内部障害	829	827	826	846	847	835
児童数	14	13	14	16	15	14
合計	2,655	2,663	2,645	2,682	2,675	2,617
児童数	71	73	73	76	72	83

※各年度3月末現在

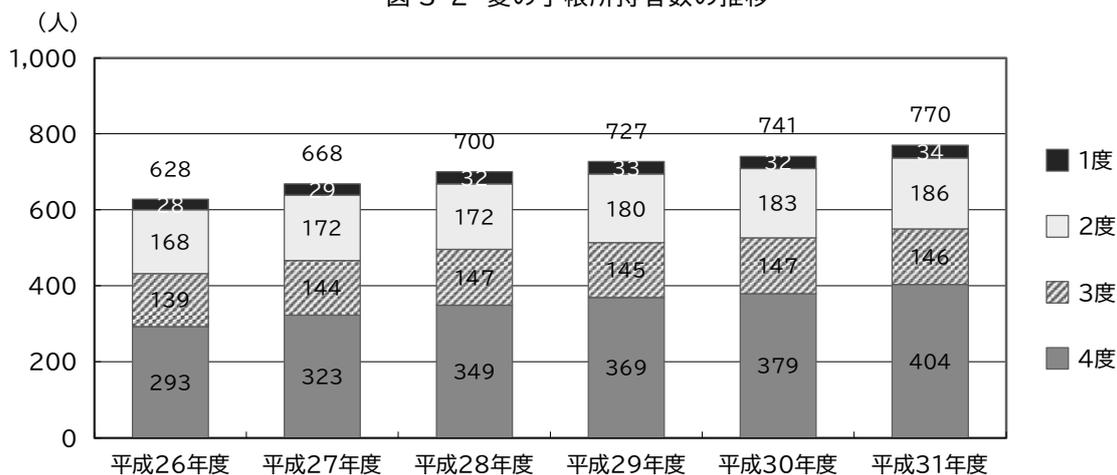
※児童数は18歳未満(内数)

(3) 知的障害のある人

平成 31 年度の愛の手帳所持者は 770 人で、総数は前年比 29 人(3.9%)の増加、平成 27 年度からは 102 人(15.3%)増えています。

等級別では、平成 27 年度から 1～3 度の人の増加が 21 人なのに対し、4 度の人は 81 人増えており、軽度の人が増加傾向にあります。

図 3-2 愛の手帳所持者数の推移



※各年度 3 月末現在

表 3-5 愛の手帳所持者数の推移

(単位:人)

障害等級		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1度	18 歳未満	7	10	11	11	8	9
	18～64 歳	20	19	21	21	23	24
	65 歳以上	1	0	0	1	1	1
2度	18 歳未満	42	42	44	51	42	44
	18～64 歳	122	126	124	124	134	135
	65 歳以上	4	4	4	5	7	7
3度	18 歳未満	27	25	24	26	21	20
	18～64 歳	103	112	117	114	119	117
	65 歳以上	9	7	6	5	7	9
4度	18 歳未満	80	93	98	118	95	101
	18～64 歳	203	216	237	236	269	286
	65 歳以上	10	14	14	15	15	17
合計	18 歳未満	156	170	177	206	166	174
	18～64 歳	448	473	499	495	545	562
	65 歳以上	24	25	24	26	30	34

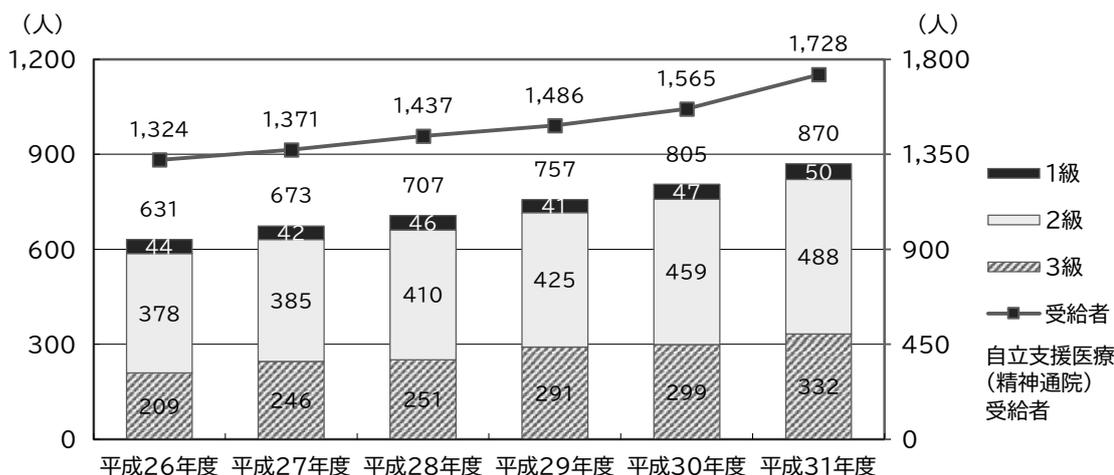
※各年度 3 月末現在

(4) 精神障害のある人

平成31年度の精神障害者保健福祉手帳所持者は870人で、平成27年度から平成31年度の5年間で、197人(29.3%)と増加傾向にあります。

また、自立支援医療(精神通院)受給者は手帳所持者より多く、5年間では357人(26.0%)増加しています。

図3-3 精神障害者保健福祉手帳所持者数、自立支援医療(精神通院)受給者数の推移



※各年度3月末現在

(5) 難病患者

難病等医療費助成申請受理件数は横ばいで推移しており、平成31年度の受理件数は1,107件となっています。対象疾病は、令和元年7月1日より333疾病に拡大されています。

また、平成31年度の難病患者福祉手当受給者数は314人となっています。

表3-6 難病患者の推移

(単位:件、人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
難病等医療費助成申請受理件数	1,103	1,094	1,092	1,150	1,090	1,107
難病患者福祉手当受給者数	316	331	369	300	308	314

※各年度3月末現在

(6) 支援が必要な子ども

市内の保育園における障害のある児童等保育の対象児童数、やまとあけぼの学園(児童発達支援)の在籍児童数は、平成 31 年度は合計で 59 人となっています。

また、市内の小学校、中学校には特別支援学級と特別支援教室が設置されており、特に小学校における特別支援教室利用児童数は増加傾向にあります。

表 3-7 支援が必要な就学前児童の推移

(単位:人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
障害のある児童等保育対象児童数	46	55	62	49	40	40
やまとあけぼの学園在籍児童数	20	20	18	16	15	19

※各年度 3 月末現在

※やまとあけぼの学園:児童発達支援

表 3-8 支援が必要な児童・生徒の推移

(単位:人)

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
小学校	特別支援学級在籍児童数	36	40	44	38	42	48
	特別支援教室(通級指導学級)利用児童数	84	94	120	144	159	174
中学校	特別支援学級在籍生徒数	30	32	39	42	34	32
	特別支援教室(通級指導学級)利用生徒数	33	37	45	57	45	46

※各年度 3 月末現在

※小学校における特別支援教室は平成 27 年度までは通級指導学級、中学校における特別支援教室は平成 30 年度までは通級指導学級

第2節 障害福祉サービスの利用状況

表 3-9 居宅介護の利用実績(各年度 1 か月当たりの利用人数、利用時間)

(単位:人、時間)

障害区分	サービス区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
		利用人数	利用人数	利用人数	利用人数	利用人数	利用人数
		利用時間	利用時間	利用時間	利用時間	利用時間	利用時間
身体障害	身体介護	18	15	18	14	19	18
		304	334	310	296	332	360
	家事援助	25	23	22	21	27	26
		295	277	291	319	301	275
	通院等介助 (介護なし)	3	4	4	2	3	2
		21	19	9	5	2	2
	通院等介助 (介護あり)	9	13	15	16	14	13
		27	47	52	61	52	54
重度訪問介護	12	14	13	12	13	13	
	4,183	4,211	3,914	3,485	3,444	3,756	
同行援護 (介護なし)	12	10	9	8	31	28	
	157	102	57	78			
同行援護 (介護あり)	9	15	17	18	531	618	
	210	307	386	414			
知的障害	身体介護	11	12	11	8	12	13
		167	151	134	169	206	195
	家事援助	8	10	11	11	10	11
		80	77	89	101	63	65
	行動援護	2	2	2	2	2	3
		27	28	19	23	48	60
通院等介助 (介護なし)	4	3	4	6	5	5	
	9	5	7	9	7	7	
通院等介助 (介護あり)	10	11	10	10	11	15	
	31	27	29	29	30	39	
障害のある児童	身体介護	5	8	8	4	8	8
		38	89	107	138	107	100
	家事援助	6	5	6	4	3	1
		42	40	50	14	10	4
	通院等介助 (介護あり)	2	3	4	5	3	3
		9	7	6	14	10	8
同行援護 (介護あり)	1	1	0	0	0	0	
	7	3	0	0	0	0	
行動援護	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	
精神障害	身体介護	6	5	3	2	5	4
		12	15	10	6	6	6
	家事援助	29	30	33	32	36	35
		149	155	156	156	156	153
	通院等介助 (介護あり)	0	0	0	0	0	1
0		0	0	0	0	3	
通院等介助 (介護なし)	5	3	4	3	6	5	
	10	4	3	6	9	8	
難病患者	家事援助	2	1	1	1	1	1
		13	13	12	14	15	15
	通院等介助 (介護あり)	1	0	0	0	0	0
1		0	0	0	0	0	

表 3-10 短期入所の利用実績(各年度の延利用人数、利用時間)

(単位:人、日)

障害種別	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	延利用人数	延利用人数	延利用人数	延利用人数	延利用人数	延利用人数
	利用日数	利用日数	利用日数	利用日数	利用日数	利用日数
成人(18 歳以上)	501	504	512	542	622	609
	3,176	3,005	3,515	3,843	3,995	4,314
障害のある児童(18 歳未満)	146	151	138	151	170	226
	788	1,207	1,023	816	819	1,057

表 3-11 グループホームの利用実績(各年度末の利用人数)

(単位:人)

障害種別	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
知的障害者グループホーム	64	78	73	86	86	99
精神障害者グループホーム	11	12	8	10	12	14

表 3-12 施設系支援の利用実績(各年度末の利用人数)

(単位:人)

障害種別	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
生活介護	138	144	141	148	164	173
就労継続支援B型	298	293	292	311	274	275
就労移行支援	18	16	10	23	20	20
自立訓練	8	8	9	10	15	19
療養介護	13	12	12	11	11	12
施設入所支援	46	46	46	47	49	50

表 3-13 移動支援の利用実績(各年度 1 か月当たりの利用人数、利用時間)

(単位:人、時間)

障害種別	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	利用人数	利用人数	利用人数	利用人数	利用人数	利用人数
	利用時間	利用時間	利用時間	利用時間	利用時間	利用時間
身体障害	18	20	21	18	21	17
	161	216	204	194	207	340
知的障害	87	100	121	118	121	117
	954	1,070	1,099	1,053	1,085	941
障害のある児童	35	38	47	56	50	42
	238	237	241	289	258	257
精神障害	4	4	5	5	6	7
	16	21	40	36	50	58

表 3-14 障害福祉サービス等事業所利用状況(平成 31 年度実績)

(単位:か所、人)

	市内			市外	
	登録事業所数	利用事業所数	利用者数	利用事業所数	利用者数
障害福祉サービス	129	83	1,341	409	698
居宅介護	16	12	84	12	26
重度訪問介護	14	7	10	9	6
同行援護	7	6	24	5	5
行動援護	3	1	1	1	1
療養介護	1	1	3	4	9
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0
生活介護	5	5	54	32	65
自立訓練(機能訓練)	0	0	0	1	1
自立訓練(生活訓練)	2	2	8	5	8
宿泊型自立訓練	1	1	1	2	3
就労移行支援	1	1	1	18	23
就労継続支援A型	1	1	3	9	10
就労継続支援B型	12	12	172	49	101
就労定着支援	0	0	0	7	7
短期入所	4	4	29	23	45
共同生活援助	36	9	56	44	59
自立生活援助	0	0	0	0	0
施設入所支援	0	0	0	39	49
地域移行支援	3	1	2	0	0
地域定着支援	3	0	0	0	0
児童発達支援	1	1	12	12	16
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	5	5	84	34	70
相談支援	7	7	604	91	159
障害児相談支援	6	6	193	8	25
地域生活支援事業	17	10	107	20	73
移動支援	14	8	97	19	65
日中一時支援	3	2	10	1	8

第3節 アンケート調査結果

(1) 調査の実施概要

本計画を策定するに当たり、障害のある人のご意見・ご要望等を把握し、計画策定及び今後の障害者施策の推進に役立てるため、アンケート調査を実施しました。

表 3-15 調査の種類と対象者・実施方法・調査方法

調査の種類と対象者	実施方法	調査方法
①障害当事者向け調査		
市内在住(市外の施設やグループホーム入居者も含む)の「身体障害者手帳」「愛の手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の所持者と、「難病患者福祉手当」受給者	全数	郵送による配布・回収
②障害福祉サービス事業者等向け調査		
市内の指定障害福祉サービス事業者等	全数	郵送による配布・回収

【調査期間】 令和元年 12 月 7 日(土)～12 月 23 日(月)

【調査対象地区】 市内全域

表 3-16 調査票の配布と回収状況

調査の種類	配布数	有効回収数	有効回収率
①障害当事者向け調査	4,334	2,037	47.0%
「身体障害者手帳」所持者	2,573	1,334	51.8%
「愛の手帳」所持者	629	269	42.8%
「精神障害者保健福祉手帳」所持者	818	304	37.2%
「難病患者福祉手当」受給者	314	130	41.4%
②障害福祉サービス事業者等向け調査	77	54	70.1%

【調査報告書】 第 2 次東大和市障害者総合プラン策定のためのアンケート調査報告書(令和 2 年 3 月発行)

(2) 調査結果の概要

①障害当事者向け調査

	主な調査結果	考察
回答者の属性	<ul style="list-style-type: none"> • 年齢について、身体障害者手帳を所持している人の中で最も割合が高い年代は「70 歳代」、愛の手帳を所持している人では「20 歳代」、精神障害者保健福祉手帳を所持している人、難病患者福祉手当を受給している人、高次脳機能障害がある人では「50 歳代」、発達障害がある人では「10 歳代」と「20 歳代」となっています。 • 同居家族について、全体では「配偶者」が 42.6%と最も高くなっています。愛の手帳を所持している人と発達障害がある人では、「父」や「母」の割合も高くなっています。 • 世帯の主な収入について、愛の手帳を所持している人、難病患者福祉手当を受給している人、発達障害がある人では、主たる収入で「ご家族の給与・賃金」が高く、家族が大きな支えになっていることがうかがえます。 	<ul style="list-style-type: none"> • 年齢構成及び世帯構成(同居家族)が障害ごとに大きく異なり、そのことが個々の回答にも表れています。
高次脳機能障害、発達障害の状況	<ul style="list-style-type: none"> • 高次脳機能障害があると回答した人の中で、身体障害者手帳を所持している人が 66.7%、精神障害者保健福祉手帳を所持している人が 38.5%となっています。 • 発達障害があると回答した人の中で、愛の手帳を所持している人が 72.4%、精神障害者保健福祉手帳を所持している人は 31.0%となっています。 • 高次脳機能障害や発達障害がある人に必要なサポートの意向について、福祉制度やサービスについて情報提供してもらえることが最も高く、福祉サービスに関するさらなる情報提供が課題となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> • いずれの障害も、必要な情報提供、サービスや制度、相談体制が整っていないことが推察されます。

主な調査結果	考察	
<p>介護・支援の状況について</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 介護者や支援者について、愛の手帳を所持している人と発達障害がある人では、「父母」の割合が高く、全年齢にわたって父母への依存度が高いと考えられます。 • 介護や支援が受けられなくなった場合の対応について、身体障害者手帳を所持している人や高次脳機能障害がある人では、「施設に入所したい」との意向が高く、愛の手帳を所持しているや発達障害がある人では、「グループホームに入居したい」との意向が高くなっています。 • 介護・支援している家族に必要な支援について、「経済的負担の軽減」が必要との意向が 23.2%と最も高く、次いで「公的サービスの拡充」(22.7%)、「休息をとれる機会の確保」(14.5%)と続いています。 	<ul style="list-style-type: none"> • 知的障害、精神障害のある人が、親亡き後の支援について、大きな不安を感じています。グループホームへの入居意向は、“愛の手帳”の回答者が 29.9%であることから、保護者の希望が反映しているとも考えられます。 • 精神障害、難病患者、発達障害のある人は「どうしたらいいかわからない」との回答が 30%を超えており、将来の生活を具体的に描けないという課題があります。
<p>住まいや生活について</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 現在の暮らし方について、障害等に関わらず、「家族・親族と一緒に暮らしている」ケースが最も高くなっています。 • 今後の暮らし方の意向について、愛の手帳を所持している人や発達障害がある人では、「グループホーム等で暮らしたい」、精神障害者保健福祉手帳を所持している人では、「ひとりで暮らしたい」との意向が他の障害等に比べて高くなっています。 	<ul style="list-style-type: none"> • 知的障害、精神障害のある人への地域生活支援が求められています。(住まいの場としてのグループホームの整備、ひとり暮らしへの支援) • 「わからない」との回答も多く、将来に不安を感じていることも考えられます。

	主な調査結果	考察
健康や医療について	<ul style="list-style-type: none"> • かかりつけ医療機関の所在地について、精神障害者保健福祉手帳を所持している人、難病患者福祉手当を受給している人、発達障害がある人では、50%以上の人「市外」と答えており、専門的医療機関は市外の利用が多い状況がうかがわれます。 • 医療機関で困っていることについて、愛の手帳を所持している人、発達障害がある人及び高次脳機能障害がある人では、「症状をうまく医師に伝えられない、説明が理解できない」との回答が20%以上となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> • 市内には、精神科や特殊な疾病に対応する医療機関が少ないこと、また、そこへの通院の負担にも課題があります。 • 知的障害、高次脳機能障害、発達障害のある人では、意思疎通や障害理解が課題となっています。
就労・就学について	<ul style="list-style-type: none"> • 就労の状況について、愛の手帳を所持している人では、「福祉的就労をしている」との回答が34.3%と高くなっています。 • 今後の就労意向について、精神障害者保健福祉手帳を所持している人、発達障害がある人では、「働きたい」との意向が45%を超えています。 • 障害のある人が働くために必要なことについて、どの障害等も職場の障害のある人への理解の促進や障害に応じた柔軟な働き方の整備が必要との意向が高く、就労のための環境に課題を感じていることがうかがえます。 • 通園・通学で困っていること、心配なことについて、愛の手帳を所持している人や発達障害がある人では、「通園・通学の送迎」、「放課後の過ごし方」、「卒後・進路についての情報不足」など回答が高くなっています。 	<ul style="list-style-type: none"> • 精神障害のある人の就労意欲は高く、就労支援の必要性が高くなっています。また「収入が少ない」ことへの保障も課題であると考えられます。

主な調査結果	考察	
<p>外出・社会参加について</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 外出の際、困っていることについて、愛の手帳を所持している人や発達障害がある人では、「まわりの人の障害のある人に対する理解が不足している」、精神障害者保健福祉手帳を所持している人では、「お金がかかる」、高次脳機能障害がある人では、「外出先や建物の設備が不便」との回答が高くなっています。 • 社会参加に必要な支援について、「移動手段の整備」が21.2%と最も高く、次いで「外出を支援するヘルパー等」(19.1%)、「休日等の余暇活動の場の確保」(7.6%)の順となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> • 障害によって外出の際の困りごとに違いがあります。障害特性に応じた多様な外出支援が求められています。(段差等のバリアフリー化、外出を支援するヘルパー等の確保、経済的な負担軽減、障害への理解、活動場所の確保)
<p>障害福祉サービスの利用について</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 利用者における評価について、「非常に満足」と「やや満足」を合わせて、満足度が60%を超えているサービスは、「居宅介護(身体介護、家事援助、通院介助)」、「生活介護」、「放課後等デイサービス」、「おむつ等支給事業」となっています。 • サービス利用に関して困っていることについて、全体では「サービスに関する情報が少ない」(16.6%)が最も高いですが、愛の手帳を所持している人や発達障害がある人では、「利用したいサービスが利用できない(事業所や人手の不足)」も高くなっています。 	<ul style="list-style-type: none"> • 精神障害、高次脳機能障害、発達障害のある人を対象としたサービスの情報不足が指摘されています。 • 知的障害、高次脳機能障害、発達障害のある人からは、「サービスに関する情報が少ない」、「利用したいサービスが利用できない」との回答が高く、サービス提供体制の充実が求められています。

	主な調査結果	考察
福祉や生活に関する相談・情報入手について	<ul style="list-style-type: none"> • 困っていることの相談先について、全ての障害等で「家族や親族」が最も高くなっていますが、精神障害者保健福祉手帳を所持している人、難病患者福祉手当を受給している人、発達障害がある人では、「医師・看護師」との回答も高くなっています。 • 福祉関連の情報の入手先について、身体障害者手帳を所持している人、難病患者福祉手当を受給している人、高次脳機能障害がある人では、「都や市等の広報」が40%前後となっていますが、「学校・職場・施設」や「インターネット」との回答は、愛の手帳を所持している人、難病患者福祉手当を受給している人、発達障害がある人で高くなっています。 	<ul style="list-style-type: none"> • 家族、友人・知人のほかは、医療機関や施設職員、ホームヘルパーなど、日頃身近に接している人に相談しており、市の職員、相談支援事業所、地域活動支援センター等の相談機関への相談はまだ多くありません。さらなる相談機能の充実が望まれています。
災害時の避難・対策等について	<ul style="list-style-type: none"> • 災害時に困ることについて、精神障害者保健福祉手帳を所持している人、難病患者福祉手当を受給している人、高次脳機能障害がある人では、「日常的に必要な投薬や治療が受けられない」との回答が50%を超えているなど、日常の医療的ケアの継続が最も大きな課題と考えられます。 • 避難行動要支援者登録制度への登録について、全体では「登録している」人が7.2%なのに対して、「知らなかったが、登録したい」との意向は24.0%となっており、さらなる普及・啓発が課題となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> • 障害特性に応じた避難所の設備、医療機関との連携をはじめとする体制の充実が課題となっています。 • 避難行動要支援者登録制度のさらなる普及・啓発が必要です。

	主な調査結果	考察
障害者の権利擁護・理解促進について	<ul style="list-style-type: none"> • 差別・偏見や疎外感を感じることに ついて、愛の手帳や精神障害者保健福祉手帳を所持している人、発達障害がある人では、「ある」との回答が 40%前後となっており、他の障害等に比べて、差別・偏見や疎外感を感じている人が多いという結果になっています。 • 差別・偏見や疎外感を感じる場面について、精神障害者保健福祉手帳を所持している人、発達障害がある人では、「仕事や収入」が 45%を超えており、就労環境での理解に課題が見受けられます。 	<ul style="list-style-type: none"> • 特に知的障害、精神障害のある人の権利擁護、理解促進を今後も推進していく必要があります。障害者差別解消法や成年後見等の権利擁護の制度について、一般への周知とともに、障害当事者への周知や啓発も重要と考えられます。
今後の障害者施策について	<ul style="list-style-type: none"> • 障害のある人を対象とした市の福祉施策への考えについて、全ての障害等で「満足」が「不満」を上回っています。 • 重要だと思う福祉施策について、全ての障害等で、「障害への理解促進」や「経済的支援の充実」との意向が高くなっているほか、精神障害者保健福祉手帳を所持している人、発達障害がある人では、「雇用・就労支援の充実」も重要との意見が多くあります。 	<ul style="list-style-type: none"> • 障害への理解促進、経済的支援は、共通の項目として充実が求められています。 • 特に、知的障害のある人はグループホームの整備、精神障害のある人は雇用・就労支援の充実、難病患者や高次脳機能障害のある人は医療費助成制度の充実、発達障害のある人は雇用・就労支援の充実への意向が高くなっています。

②障害福祉サービス事業者等向け調査

主な調査結果	考察	
事業運営及び経営状況について	<ul style="list-style-type: none"> • 回答のあった事業所(数)は、日中活動系サービスが 27、訪問系サービスは 10、共同生活援助は 7、相談支援は 6、障害児通所支援は 4 となっています。 • 職員について、人数は 10 人未満が 50%を超えており、平均年齢は 40～50 歳が中心、平均勤続年数は5年未満が 50%近くとなっています。 • 運営及び経営上の課題について、「中長期の経営安定性を確保すること」、「支援員や事務職員などの人材確保」が同率で 64.8%となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> • 平均勤続年数が5年未満の事業所が半数近くを占めており、職員の定着化も課題といえます。 • 経営の安定化、職員の確保が課題となっている様子がうかがえます。
サービス提供の課題について	<ul style="list-style-type: none"> • 事業実施上の課題は、「危機管理体制の構築(事故防止やヒヤリハットの対応)」、利用者支援での課題では、「全体的な人員不足」、サービス利用者からの苦情や相談では、「支援員の人数が少ない」との回答が最も高くなっています。 • 必要な関係機関の支援では、「支援が困難な利用者・家族への対応」との回答が 63.0%と最も高く、次いで「人材確保、職員の研修、職業訓練への支援」(59.3%)、「財政的な支援」(53.7%)の回答が続いています。 	<ul style="list-style-type: none"> • サービス提供体制の充実に向けたスキルアップや職員の確保が求められています。 • 行政等の関係機関の支援を必要と感じている事業運営上の課題があることがうかがえます。
障害福祉サービス、障害にある人への施策について	<ul style="list-style-type: none"> • 当市に不足していると思う障害福祉サービスについて、共同生活援助、入所支援、短期入所をはじめとする回答があります。 • 市として力を入れて取り組むべきと思う障害のある人への施策について、支援が困難な利用者や家族への対応、財政的な支援、災害時の支援をはじめ、共生社会を目指した環境の充実を求める意見があります。 	<ul style="list-style-type: none"> • 市内に不足しているサービスとして、グループホーム、入所施設、ショートステイ等が挙げられています。

第4章

障害のある人に係る施策の展開

(第5次東大和市障害者計画)

目標1 自立を支える基盤の整備と充実

障害のある人の人権が尊重され、地域で自立した生活を送ることができるよう、差別解消や権利擁護のための施策を推進します。

また、障害のある人が必要なサービスを適切に受けられるよう、その基盤となる相談支援体制の整備、関係機関のネットワーク構築を図ります。

施策の体系

施策の方向	主な取組	
1 障害のある人に対する差別の解消と権利擁護の推進	1-1 障害者差別解消法に基づく取組	重点施策 1
	1-2 障害者虐待防止対策の実施	重点施策 1
	1-3 障害のある人の意思決定支援の推進	
2 相談支援体制の充実	2-1 障害のある人への総合的な相談支援の実施	
	2-2 身体・知的障害者相談員の設置	
	2-3 精神保健福祉相談(一般相談)	
	2-4 高次脳機能障害のある人の相談支援の充実	
	2-5 難病患者の相談支援の充実	
	2-6 発達障害のある人の相談支援の充実	
	2-7 障害のある人の介護者への相談支援の充実	
3 関係機関のネットワーク構築	3-1 地域自立支援協議会の設置・運営	
	3-2 地域生活支援拠点の整備・充実	重点施策 2
	3-3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議の設置・運営	重点施策 3
	3-4 精神保健福祉関係者連絡会等の開催	
	3-5 事業所連絡会の設置・運営	

施策の方向

1 障害のある人に対する差別の解消と権利擁護の推進

障害の有無に分け隔てられることのない共生社会の実現のため、障害を理由とする差別の解消に努めるとともに、障害のある人が自らの権利を適切に行使できるよう、権利擁護事業の利用を推進します。また、障害のある人への虐待防止対策に取り組みます。

主な取組

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
1-1 障害者差別解消法 に基づく取組 〔継続〕 重点施策1	平成28年4月に施行された障害者差別解消法の規定に基づき、障害を理由とする不当な差別的扱いを行わないとともに、障害のある人への合理的配慮を行います。 また、障害のある人、市職員、民間事業者及び市民に対して法の周知に努めます。	職員向け研修会を4回実施したほか、各種イベント等においてリーフレットの配布を実施した。 自立支援協議会生活部会で、民間事業者に合理的配慮に取り組んでいただく「インクルーシブ事業者推進事業」の試行をした。 市内の27の部署において、事業実施時の手話通訳者設置及び音声版発行物の作成、その他の合理的配慮に取り組んだ。	市民や民間事業者への周知と合理的配慮の一層の推進 各部署における合理的配慮の推進	障害福祉課 各課
1-2 障害者虐待防止対策の実施 〔継続〕 重点施策1	障害者虐待防止センターで障害者虐待の通報に対する対応及び虐待防止のための周知・啓発を適切に行います。 また、東大和市高齢者等虐待防止地域ネットワーク会議を通して関係機関の連携強化を図ります。	障害者虐待防止センターにおいて通報受理、事実確認等を行った。東大和市高齢者等虐待防止ネットワーク会議に出席し、情報交換を行った。 支援者向けに虐待防止研修会については、開催予定であったが、新型コロナウイルス感染防止の観点から中止とした。	虐待事案への適切な対応と虐待防止のための周知・啓発	障害福祉課
1-3 障害のある人の意思決定支援の推進 〔継続〕	障害のある人の意思決定の支援に配慮しつつ、障害のある人及び家族等に対する相談支援、権利擁護のための施策が適切に行われるよう努めます。 また、国が定めた「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」に沿った支援が行われるよう、事業者等への周知をさらに進めます。	ケース会議等の際に障害のある人の意思決定を配慮した援護の実施に努めた。 事業者向け研修会を虐待防止研修に合わせ実施予定であったが、新型コロナウイルス感染防止の観点から中止とした。	障害福祉サービス提供における意思決定支援の徹底	障害福祉課

《参考》他計画における関連項目

計画名	項目	内容
障害福祉計画	成年後見制度利用支援事業 →p.101 重点施策1	成年後見制度の申立てに要する費用(鑑定費用、登記手数料、後見人の報酬の全部または一部)を助成します。
	成年後見制度法人後見支援事業 →p.102	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を図ります。
地域福祉計画	成年後見制度利用支援体制の充実	成年後見制度推進機関(東大和市社会福祉協議会)が実施している成年後見制度の利用相談を推進します。
	権利擁護支援の推進	社会福祉協議会が実施している地域福祉権利擁護事業による、判断能力に不安のある方への支援を推進します。「あんしん東大和」を中心にした相談支援体制づくりに取り組み、連携のとれた支援につなげます。 障害のある人が自らの権利を適切に行使できるよう、権利擁護事業の利用を推進します。また、障害のある人への虐待対策に取り組みます。

※数値目標等の詳細は、第5章(障害福祉計画)を参照

2 相談支援体制の充実

身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人への相談支援体制を充実させるとともに、高次脳機能障害のある人や難病患者等への相談体制の整備、必要な施策の検討を進めます。

主な取組

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
2-1 障害のある人への 総合的な相談支援 の実施 〔修正〕	身体障害者手帳、愛の手帳を交付された人や家族に対して総合的な相談支援を実施します。 また、精神保健福祉手帳申請受理・交付に際して相談支援を実施します。	身体障害のある人： 1,429件 知的障害のある人： 183件 精神障害者保健福祉手帳の申請受理件数： 613件	適切な相談支援の実施	障害福祉課
2-2 身体・知的障害者 相談員の設置 〔継続〕	障害当事者、家族または支援者が相談員となり、身近な地域で、障害のある人の日常生活や各種サービス利用等の相談に応じます。	身体障害者相談員への相談件数： 383件 知的障害者相談員への相談件数： 4件	相談活動の充実	障害福祉課

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
2-3 精神保健福祉相談 (一般相談) 〔継続〕	<p>通院している在宅の精神障害のある人及びその家族を対象に生活相談、医療相談、福祉相談、社会復帰施設の利用や助言、斡旋の相談を行います。</p> <p>なお、未治療・治療中断等の医療に関する相談や、酒害・薬物問題、児童・思春期等の問題、対応困難事例への対応と、専門相談については、多摩立川保健所と連携を図ります。</p>	相談件数:1,804件	適切な相談支援の実施	障害福祉課
2-4 高次脳機能障害のある人の相談支援の充実 〔継続〕	<p>事故や脳血管障害などにより脳が損傷を受け、高次脳機能障害となった人やその家族に対し、高次脳機能障害についての情報の提供を行うとともに、相談に適切に対応していきます。</p>	相談件数:16件	相談支援の充実	障害福祉課
2-5 難病患者の相談支援の充実 〔継続〕	<p>難病患者医療費助成の申請受理事務に際して、難病についての周辺相談に応じます。</p> <p>障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の利用に係る支援を行います。</p> <p>在宅療養中の人については、保健所と連携して支援をします。</p>	相談件数:19件	相談支援の充実	障害福祉課
2-6 発達障害のある人の相談支援の充実 〔継続〕	<p>発達障害と思われる相談を受け、適切に情報提供を行うとともに、必要に応じて医療機関や障害福祉サービスの利用につなげます。</p> <p>また、発達障害者支援連絡会を通して、庁内関係機関との情報交換を行い、相談支援の充実を図ります。</p>	<p>相談件数:84件</p> <p>庁内の関係機関の担当者を構成員とした発達障害者支援連絡会を2回開催し、本市における発達障害者支援の課題について検討した。</p>	相談支援の充実 関係機関の連携強化	障害福祉課
2-7 障害のある人の介護者への相談支援の充実 〔修正〕	<p>障害のある人を介護している人に対して、介護に必要な情報提供を行うとともに、介護負担を軽減するため、相談支援を行います。</p> <p>また、介護者同士の交流を深めるための事業を実施します。</p>	<p>総合福祉センターは～とふるでケアラー支援事業を実施した。</p> <p>交流事業・講演会 実施回数:6回 参加人数:106人 相談件数:17件</p>	相談支援の充実 介護者同士の交流	障害福祉課

《参考》他計画における関連項目

計画名	項目	内容
障害福祉計画	基幹相談支援センター事業の推進 →p.100 重点施策2	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターにおいて、身体・知的・精神障害のある人の相談支援に関する業務を総合的に行います。
	地域活動支援センターでの相談支援の推進 →p.100	地域活動支援センターにおいて、福祉サービス及び社会資源の利用に関する相談・助言・紹介、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のための援助等を行います。
障害福祉計画・障害児福祉計画	障害者総合支援法・児童福祉法に基づく相談支援 →p.89、94	障害者総合支援法に基づく計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、児童福祉法に基づく障害児相談支援を実施します。

※数値目標等の詳細は、第5章(障害福祉計画・障害児福祉計画)を参照

3 関係機関のネットワーク構築

障害のある人の地域生活における課題を解決し、ニーズに応えるために、相談支援機関、福祉サービス事業所、医療・教育関係者等のネットワークを重層的に構築することを目指します。

主な取組

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
3-1 地域自立支援協議会 の設置・運営 〔継続〕	地域における障害のある人への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場を設置・運営します。	全体会委員数 16人 全体会:4回 生活部会:6回 就労部会:5回 相談部会:11回 防災・防犯部会:5回 地域生活支援拠点等整備検討プロジェクトチーム:5回 (各部会において開催したセミナー等を含む。)	地域課題に対する 取組強化	障害福祉課
3-2 地域生活支援拠点 の整備・充実 重点施策2	障害のある人が高齢化・障害が重度化してもなお、地域で安心して暮らし続けられるよう、地域生活支援拠点を整備し、地域の関係機関と連携しつつ機能の充実を図ります。	地域生活支援拠点等整備方針に基づき、令和2年度からの整備を目指し、プロジェクトチームでの検討を進めた。	地域生活支援拠点 の機能の充実	障害福祉課

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
3-3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議の設置・運営 重点施策3	精神障害のある人が地域の一員として、安心して暮らし続けられるよう、医療、障害・介護、社会参加等が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、関係機関による検討会議を設置・運営します。 また、地域自立支援協議会とも連携して精神障害のある人の支援を推進します。	精神保健福祉関係者連絡会議において検討を進め、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議を発足させた。	検討会議でシステム構築に向けた協議を進める。	障害福祉課
3-4 精神保健福祉関係者連絡会等の開催 〔継続〕	精神障害のある人への支援のため、関係機関の連絡会議(精神保健福祉関係者連絡会)及び地域生活支援センター、市の二者会、保健所、地域生活支援センター、市の三者会を定期的で開催します。	精神保健福祉関係者連絡会:6回開催 精神保健福祉業務連絡会:12回開催 障害福祉課、地域生活支援センター連絡会:12回開催	連携の推進	障害福祉課
3-5 事業所連絡会の設置・運営 〔継続〕	障害福祉サービスが適切に提供されるよう、事業種別ごとの連絡会を設置し、サービスの質の向上を図ります。 また、連絡会で出された課題等を地域自立支援協議会につなげます。 居住系: 障害者グループホーム連絡会 居宅系: 東大和市訪問居宅介護事業者連絡会(つじネットワーク) 相談支援: 地域自立支援協議会相談部会 ※その他は随時開催	事業所連絡会を実施した。(居住系:6回) 相談支援事業所連絡会は、地域自立支援協議会相談部会として実施した。 居宅系サービス事業所連絡会は、東大和市訪問居宅事業者連絡会(つじネットワーク)として実施した。	障害福祉サービスの質の向上	障害福祉課

《参考》地域生活支援拠点での取組項目(再掲)

機能	取組項目
相談	相談支援事業所の整備・相談支援の質の向上 →p.45 基幹相談支援センター事業の推進 →p.100 地域活動支援センターでの相談支援の推進 →p.100
緊急時の受入・対応	緊急一時保護及び支援事業 →p.49
体験の機会・場	自立体験事業 →p.49
専門的人材の確保・育成	事業所の確保及び障害福祉人材の確保・養成 →p.45
地域の体制づくり	高齢者ほっと支援センターとの連携 →p.67 くらし・しごと応援センターそえるとの連携 →p.67

目標2 自立を支えるサービスの充実

障害者総合支援法に基づいた障害福祉サービス等については、障害福祉計画及び障害児福祉計画に基づきサービス提供体制の整備に努めます。

その他、障害のある人が地域で自立した生活を送るための各種サービスの充実に努めます。

また、医療費助成、障害者手当の支給等を通して、障害のある人の経済的自立を支援します。

施策の体系

施策の方向	主な取組	
1 サービス利用支援	1-1 障害福祉サービス等の周知・情報提供	
	1-2 適正な障害支援区分の認定	
	1-3 障害福祉サービスへの苦情対応	
	1-4 サービス事業所への指導検査体制の整備	
	1-5 福祉サービス第三者評価受審への支援	
	1-6 事業所の確保及び障害福祉人材の確保・養成	重点施策 3
	1-7 障害福祉関係職員の研修参加の促進	
	1-8 相談支援事業所の整備・相談支援の質の向上	
2 障害者総合支援法に基づく給付費の支給		
3 日常生活の支援	3-1 寝具乾燥等事業	
	3-2 おむつ支給事業	
	3-3 食事サービス事業	
	3-4 電話料助成事業	
	3-5 重度脳性麻痺者介護事業	
	3-6 身体障害者補助犬の貸与事業	
	3-7 緊急一時保護及び支援事業	重点施策 2
	3-8 自立体験事業	重点施策 2
4 情報・コミュニケーションの支援	4-1 視覚障害・聴覚障害のある人等への情報提供の充実	
	4-2 市主催事業等への手話通訳者の設置	
	4-3 市ホームページにおける情報アクセシビリティの向上	
	4-4 障害特性に応じた投票環境の整備	
	4-5 情報・コミュニケーション支援拡充のための協議の場の設置・運営	
5 移動・外出のための支援	5-1 福祉タクシー事業	
	5-2 ガソリン費助成事業	
	5-3 都営交通無料乗車券の発行	
6 医療費助成・補装具費の給付・在宅医療サービスの実施	6-1 自立支援医療(更生医療)給付費の給付	
	6-2 自立支援医療(育成医療)給付費の給付	
	6-3 自立支援医療(精神通院)医療費助成の申請受理	
	6-4 心身障害者(児)医療費助成	
	6-5 難病等医療費助成の申請受理	
	6-6 小児慢性特定疾病医療費助成の申請受理	
	6-7 小児精神障害者入院医療費助成の申請受理	
	6-8 補装具費の給付	
	6-9 中等度難聴児発達支援事業	
	6-10 障害のある人の歯科診療の実施	
7 手当等の支給	7-1 心身障害児福祉手当	
	7-2 心身障害者福祉手当	
	7-3 難病患者福祉手当	
	7-4 原爆被爆者見舞金	

1 サービス利用支援

障害のある人が、障害者総合支援法に基づく介護給付・訓練等給付をはじめとした各種障害福祉サービスを適切に利用できるよう、周知・情報提供、サービス提供事業所の運営の健全化に係る指導・助言及び支援等を行います。

主な取組

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
1-1 障害福祉サービス等の周知・情報提供 〔修正〕	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等を適切に利用できるよう、制度の周知と利用支援を行います。 また、日常生活の支援その他のサービスが適切に利用できるよう支援します。	市報、ホームページ、障害福祉課窓口で制度の周知に努めた。 サービス利用については窓口で相談に応じるとともに、指定相談支援事業所等と連携を図ってサービス利用の支援を行った。	サービス利用支援の充実	障害福祉課
1-2 適正な障害支援区分の認定 〔修正〕	障害者総合支援法の規定に基づき、障害支援区分の判定を中立・公正かつ専門的な立場で行う障害支援区分判定審査会を設置し、審査判定業務を行います。 判定の根拠となる障害支援区分の認定調査については、専門研修を修了した者が行います。	審査会委員数:12人 開催回数:13回 審査件数:163件	適正な障害支援区分の認定	障害福祉課
1-3 障害福祉サービスへの苦情対応 〔継続〕	事業者に対する苦情に適切に対応できるよう、地域福祉権利擁護事業や東京都に設置されている福祉サービス運営適正化委員会の活用等の周知に努めます。	事業者に対する苦情に随時対応をした。	迅速かつ適切な苦情対応	障害福祉課
1-4 サービス事業所への指導検査体制の整備 〔継続〕	東京都が行う指導検査への立会い等を通じて、事業者への指導を実施します。 東京都の支援策等を活用して、指導検査に必要なノウハウを蓄積するとともに、指導検査体制の充実を図ります。	指導検査(東京都と合同):1回 東京都の指導検査への立会い:1回	指導検査体制の充実	福祉推進課
1-5 福祉サービス第三者評価受審への支援 〔継続〕	日中活動系サービス、グループホーム及び短期入所事業所について、東京都の補助や加算を活用して受審を支援します。	日中活動系サービス受審事業所数:2か所	受審事業所の増	障害福祉課

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
1-6 事業所の確保及び 障害福祉人材の確保・養成 〔修正〕 重点施策3	障害福祉サービス等の利用者が安心してサービスを利用できるよう、事業者からの事業開始等の相談に応じます。 また、サービス従業者養成研修等を実施し、人材の確保・養成に努めます。	随時、事業所からの事業開始等の相談に応じた。 グループホーム事業者連絡会において企画委員を募り、人材育成のための講座の企画・運営を行った。 移動支援従業者養成研修事業を実施した。	適切な事業所整備 障害福祉サービス等の人材確保・養成	障害福祉課
1-7 障害福祉関係職員の研修参加の促進	障害のある人が適切にサービスを受けられるよう、東京都等が開催する各種研修に障害福祉関係職員が参加し、資質の向上に努めます。	社会福祉主事任用資格取得講習の受講 障害支援区分認定調査員研修の受講 各種専門研修への参加	研修受講による資質の向上	障害福祉課
1-8 相談支援事業所の整備・相談支援の質の向上	市内における相談支援事業所の整備を促すとともに、地域自立支援協議会相談部会等を通して相談支援専門員の資質向上を図ります。	令和2年度の事業所開設に向けて協議をした。 相談部会で相談支援専門員研修を実施した。	相談支援事業所の整備 相談支援専門員の資質向上	障害福祉課

《参考》他計画における関連項目

計画名	項目	内容
地域福祉計画	福祉サービス苦情相談窓口の運営	社会福祉協議会が設置している「あんしん東大和」において、福祉サービス利用に際しての苦情相談への対応を図ります。 また、弁護士等専門的見地から対応する第三者委員会により、利用者が安心して福祉サービスを利用できるよう支援していきます。
	利用者の立場に立った福祉サービスの推進	福祉サービス第三者評価システムについて、広く普及に努め、利用者本位の福祉サービスの実現を推進します。 健全な運営による福祉サービスの提供を推進するため、社会福祉法人や運営事業者に対し指導検査を行います。

2 障害者総合支援法に基づく給付費の支給

障害者総合支援法に基づく介護給付費・訓練等給付費を適切に支給します。また、提供体制の確保に努めます。

《参考》他計画における関連項目

計画名	項目	内容
障害福祉計画	訪問系サービス →p.80	
	居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。家事援助、身体介護、通院介助、通院等乗降介助のサービス種別があります。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害のある人であって、常に介護を必要とする人に、自宅での入浴や排せつ、食事などの介護や外出時の移動支援を総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動困難な人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の外出時に必要な支援を行います。
	行動援護	知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する人に介助や外出時の移動の支援などを行います。
	重度障害者包括支援	常時介護を要する障害のある人で特に介護の必要な程度が高いと認められた人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
	日中活動系サービス →p.82	
	生活介護 重点施策2	常に介護が必要な人に、主に日中に施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会を提供します。
	自立訓練	自立した日常生活ができるよう、一定の期間、必要な訓練を行います。身体機能向上のための機能訓練、生活能力向上のための生活訓練があります。生活訓練には通所型と宿泊型があります。
	就労移行支援	一般就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力を向上させる訓練や、適性にあった職場開拓、職場定着のために必要な支援を行います。
	就労継続支援	A型として、企業等に就労することが困難な人に、雇用契約に基づき、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。B型として、企業等に就労することが困難な人に、雇用契約は結ばず、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。
	就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して一般就労した人に、就労の継続を図るために必要な事業主等との連絡調整や日常生活や社会生活を営む上での相談、指導及びその他の必要な支援を行います。
	療養介護	医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。福祉型と医療型があります。

※数値目標等の詳細は、第5章(障害福祉計画)を参照

計画名	項目	内容
障害福祉計画	居住系サービス →p.87	
	共同生活援助 重点施策②	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において、相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他日常生活上の援助を行います。
	施設入所支援	施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	自立生活援助	居宅において単身等で生活する障害のある人について、一定の期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により、相談、情報提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等、自立した日常生活を営むために必要な援助を行います。
	相談支援サービス →p.89	
	計画相談支援	障害福祉サービスの支給決定を受ける場合または変更する場合に、サービス利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。
	地域移行支援	施設入所者または精神科病院に入院している者が地域移行をするために、住居の確保、事業所への同行等の支援を行います。
地域定着支援	居宅で単身等の地域生活が不安定な障害のある人に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態に訪問等をして支援を行います。	

※数値目標等の詳細は、第5章(障害福祉計画)を参照

3 日常生活の支援

障害のある人が、地域で自分らしく豊かに生活することができるよう日常生活を支援します。

主な取組

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
3-1 寝具乾燥等事業 〔継続〕	乾燥は、原則1人につき月1回乾燥車により、水洗いは、原則1人につき年2回集配により実施します。 対象者： 障害がある人の単身世帯または夫婦を含む世帯(子どもが成人している場合を除く)で、1級～3級(「聴覚または平衡機能の障害」、「音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害」を除く)の身体障害者手帳または1度～3度の愛の手帳の交付を受けている人で、寝具の自然乾燥が困難な人	乾燥:4世帯 水洗い:4世帯	適切な給付の継続	障害福祉課

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
3-2 おむつ支給事業 〔継続〕	紙おむつ(1か月当たり45枚以内)を支給します。尿とり用パットを希望する人には、1日当たり2枚以内で支給します。 対象者： 2級以上の身体障害者手帳または2度以上の愛の手帳の交付を受けた人(3歳以上65歳未満)が、在宅で常時おむつを着用する必要がある場合	利用者数:52人	適切な給付の継続	障害福祉課
3-3 食事サービス事業 〔継続〕	年未年始を除く毎日の昼食を利用者の希望に応じて届けます。 対象者： 2級以上の身体障害者手帳、2度以上の愛の手帳及び2級以上の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で構成される買い物や炊事が困難と思われる世帯、もしくは上記の者と65歳以上の身体的、精神的機能低下等のある人で構成される買い物や炊事が困難と思われる世帯	利用者数:10人 配食数:821食	適切な給付の継続	障害福祉課
3-4 電話料助成事業 〔継続〕	コミュニケーション及び緊急連絡を目的に電話料(基本料金と通話料300円まで)を助成します。 対象者： 18歳以上で聴覚障害のある人または2級以上の身体障害者手帳の交付を受けた人で、外出困難な人	利用者数 貸与:6人 助成:7人	適切な給付の継続	障害福祉課
3-5 重度脳性麻痺者介護事業 〔継続〕	在宅の重度脳性麻痺者に対して、介護人が、家事援助、身体介護、移動支援などの援助を行います。	利用者数:7人	適切な給付の継続	障害福祉課

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
3-6 身体障害者補助犬 の貸与事業 〔継続〕	都内におおむね1年以上居住している身体障害のある人で、世帯全体の所得課税額の月平均額が77,000円未満であり、社会活動への参加に効果があると東京都が認めた人に、補助犬を無償で給付します。 視覚障害(1級):盲導犬 肢体不自由(1・2級):介助犬 聴覚障害(2級):聴導犬	利用者数:0人	適切な給付の継続	障害福祉課
3-7 緊急一時保護及び 支援事業 重点施策2	在宅で障害のある人を介護している家族等が疾病等の事由により、在宅での養護が困難となった場合やひとり暮らしの障害のある人が急激な環境の変化等で在宅生活が困難となった場合、施設での一時的な保護や本人宅等での一時的な支援を行います。	地域生活支援拠点等整備検討プロジェクトチームで、緊急一時保護事業の拡充を検討した。	緊急一時保護事業の拡充(施設及び対象者) 緊急一時支援事業の実施	障害福祉課
3-8 自立体験事業 重点施策2	将来、地域でひとり暮らしやグループホームでの生活を考えている人が、将来の自立生活に備えて自立生活の体験を施設等でいえるよう支援します。	地域生活支援拠点等整備検討プロジェクトチームで、自立体験事業(施設型)の実施を検討した。	自立体験事業の実施	障害福祉課

《参考》他計画における関連項目

計画名	項目	内容
障害福祉計画	住宅入居等支援事業(居住サポート事業) →p.101	不動産業者に対する物件斡旋依頼、家主等との入居契約の支援、居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整等を行います。
	日常生活用具給付等事業 →p.103	障害のある人が日常生活を容易にするための日常生活用具を購入した場合に、その用具の購入に要する費用を支給します。
	地域生活支援センター →p.104 重点施策3	創作的活動、生産活動の機会の提供等、社会との交流促進の支援を行う事業を実施します。
	訪問入浴サービス事業 →p.105	入浴困難な在宅の重度障害のある人に対して、週1回入浴巡回車を派遣し、組立式浴槽による入浴のサービスを実施します。
	日中一時支援事業 →p.106	障害のある人に対し事業者の施設等において日中一時的に排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
	住宅設備改善費給付事業 →p.107	重度の身体障害のある人が日常生活の利便を図るため、その居住する家屋の住宅設備を改善した場合に、改善に要する費用を限度額内において助成します。

※数値目標等の詳細は、第5章(障害福祉計画)を参照

4 情報・コミュニケーションの支援

「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」との障害者基本法の理念に基づき、情報取得やコミュニケーションが困難な人に対して、社会生活を営むための環境整備や障害特性に応じた配慮、支援を行います。

主な取組

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
4-1 視覚障害・聴覚障害のある人等への 情報提供の充実 〔修正〕	視覚障害のある人に対する文字情報のバリアフリー化を図るため、音声コード付きまたはデイジー方式によるパンフレット等を作成します。 聴覚障害のある人等に向けた表現のわかりやすいパンフレット等を作成します。	視覚障害者向け障害福祉サービスガイドを更新し、音声コードを付した。デイジー版の作成は、新型コロナウイルス感染症拡大の時期に当たったため作成業務を実施できなかった。 各課において発行物の音声版作成に取り組んだ。	視覚障害・聴覚障害のある人等に配慮した情報提供の拡充	障害福祉課 各課
4-2 市主催事業等への 手話通訳者の設置 〔継続〕	各課で主催する市民向け事業、傍聴できる審議会等に、必要に応じて手話通訳者を設置するよう努めます。	総設置時間数:325時間	総設置時間の増	各課
4-3 市ホームページにおける情報アクセシビリティの向上 〔継続〕	ホームページで提供される情報や機能を誰もが支障なく利用できるよう情報アクセシビリティの向上を目指します。	平成30年度に引き続き、誰もが支障なく利用できるよう情報アクセシビリティの向上に取り組んだ。	継続	秘書広報課
4-4 障害特性に応じた投票環境の整備 〔継続〕	障害のある人が円滑に投票することができるよう、障害特性に応じた投票環境の整備に努めます。	平成31年4月執行の東大和市議会議員及び市長選挙の選挙公報について、視覚障害のある人を対象に音声版選挙公報を配布した。	障害特性に応じた投票環境整備の拡充	選挙管理委員会事務局
4-5 情報・コミュニケーション支援拡充のための協議の場の設置・運営	情報取得やコミュニケーションが困難な人に対する環境整備や支援の拡充のための協議の場を設置・運営します。	—	支援拡充のための協議を進める	障害福祉課

《参考》他計画における関連項目

計画名	項目	内容
障害福祉計画	コミュニケーション支援事業(手話通訳者等の派遣) →p.102	手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行います。
	コミュニケーション支援事業(点訳、音訳事業) →p.102	視覚障害のため情報取得に困難な障害のある人に対し、音声に吹き替えた市報・こうみんかんだより・市議会だよりを希望者に配付します。その他の市の発行物について、音声化を庁内各部署に呼びかけます。
	コミュニケーション支援事業(手話通訳者設置事業) →p.102	公共施設等に手話通訳者を設置します。
	コミュニケーション支援事業(奉仕員養成研修事業) →p.102	一般市民を対象とした手話講習会を実施し、ボランティアの育成と手話技術の向上を図ります。

※数値目標等の詳細は、第5章(障害福祉計画)を参照

5 移動・外出のための支援

移動や外出が困難な障害のある人に対して、福祉タクシー、ガソリン費助成等の経済的支援のほか、必要なサービスや制度を整えます。

主な取組

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
5-1 福祉タクシー事業 〔継続〕	市と契約した福祉タクシーを利用することができる利用券(500円)を、月5枚を単位として交付します。(ガソリン費助成との併給は不可) 対象者: 上肢・聴覚障害2級以上、視覚・下肢・体幹・内部障害3級以上の身体障害者手帳または3度以上の愛の手帳の交付を受けた人	助成対象者数:1,032人 助成枚数:39,976枚	適切な給付の継続	障害福祉課

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
5-2 ガソリン費助成事業 〔継続〕	日常生活のために所有する自動車等に給油をしたガソリン費の一部を助成します。(福祉タクシーとの併給は不可) 対象者: 上肢・聴覚障害2級以上、視覚・下肢・体幹・内部障害3級以上の身体障害者手帳または3度以上の愛の手帳の交付を受けた人で自動車を所有する人または、障害のある人のために使用する自動車の所有者で、障害のある人と生計を一にする人	助成対象者数:650人	適切な給付の継続	障害福祉課
5-3 都営交通無料乗車券の発行 〔継続〕	身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人が、都営交通を利用する際に無料で乗車できる無料乗車券を発行します。	発行件数: 身体・知的他:392件 精神 95件	適切な給付の継続	障害福祉課

《参考》他計画における関連項目

計画名	項目	内容
障害福祉計画	移動支援事業 →p.104	屋外での移動が困難な障害のある人が、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際に介護者を派遣して移動を支援します。
	自動車運転免許取得費助成事業 →p.106	自動車運転免許を取得する障害のある人に対して、運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。
	自動車改造費助成事業 →p.106	自己の所有する自動車の操向装置及び駆動装置の改造が必要な障害のある人に対し、自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
地域福祉計画	公共交通の連携と移送サービスの充実	NPO 法人などが行う移動制約者のための有償の移送サービスについて、申請の相談など、団体の活動支援に努めます。 移送サービスを行う活動団体に情報提供を行い、東京都の補助事業を活用し運営の支援に努めます。 コミュニティバス(ちょこバス)の運行状況の検証を行いながら、利便性の向上に努めます。

※数値目標等の詳細は、第5章(障害福祉計画)を参照

6 医療費助成・補装具費の給付・在宅医療サービスの実施

障害のある人に対し、心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために提供される必要な医療費や補装具費の給付等を行います。

主な取組

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
6-1 自立支援医療(更生医療)給付費の給付 〔継続〕	障害の除去または軽減が見込まれるなど、当該障害に対して確実な治療効果が期待される医療にかかる費用の一部を公費で負担します。	給付者数:53人	適切な給付の継続	障害福祉課
6-2 自立支援医療(育成医療)給付費の給付 〔継続〕	身体障害のある児童が、早い時期に治療を始め、将来生活していくために必要な能力を得るために必要な手術等の医療費等の一部を公費で負担します。	給付者数:10人	適切な給付の継続	障害福祉課
6-3 自立支援医療(精神通院)医療費助成の申請受理 〔継続〕	精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態に対して通院医療費の一部を公費で負担します。	申請受理件数:2,498件	申請受理を適切に行う	障害福祉課
6-4 心身障害者(児)医療費助成 〔継続〕	2級以上(ただし、内部障害は3級以上)の身体障害者手帳、2度以上の愛の手帳または1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人に医療保険の本人負担分を一部助成します。(65歳以上の新規申請を除く)	年度末受給者数:806人	適切な助成の継続	障害福祉課
6-5 難病等医療費助成の申請受理 〔継続〕	難病等医療費助成の対象疾病に罹患し、認定基準を満たしていると認定した人に、その治療にかかる医療費等の一部を公費で負担します。	申請受理件数:1,107件	申請受理を適切に行う	障害福祉課
6-6 小児慢性特定疾病医療費助成の申請受理	小児慢性特定疾病医療費助成の対象疾病に罹患し、認定基準を満たしていると認定した人に、その治療にかかる医療費等の一部を公費で負担します。	申請受理件数:98件	申請受理を適切に行う	障害福祉課

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
6-7 小児精神障害者入院医療費助成の申請受理 〔継続〕	精神疾患のため精神科病棟で入院治療を必要とする18歳未満の児童(入院治療を継続している場合のみ、20歳の誕生日の末日まで)を対象に、入院医療費を助成します。	申請受理件数:3件	申請受理を適切に行う	障害福祉課
6-8 補装具費の給付 〔継続〕	身体障害のある人や児童の障害部位を補い、またはその代替をして身体障害のある人や児童の日常生活、職業活動等を容易にし、自立を図る補装具の購入と修理の費用を支給します。 視覚障害のある人: 盲人安全杖、眼鏡、義眼 聴覚障害のある人: 補聴器 肢体不自由者: 義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行補助杖、座位保持いす等 意思伝達困難な重度障害のある人: 重度障害者用意思伝達装置	給付件数 成人:189人 児童:60人	適切な給付の継続	障害福祉課
6-9 中等度難聴児発達支援事業 〔継続〕	身体障害者手帳の交付を受けることができない程度の聴力の18歳未満の人(中等度難聴児)に、補聴器の購入に要する費用を助成します。	利用者数:1人	適切な給付の継続	障害福祉課
6-10 障害のある人の歯科診療の実施 〔継続〕	在宅医療サービスを充実させるため、歯科医師会と協力し、障害のある人等が身近な地域で歯科医療が受けられ、また、専門医療機関への紹介を行う歯科医療連携推進事業の定着を図ります。	在宅訪問歯科診療を定着させるため、歯科医療連携事業のPRとして、「なんでも聞こう無料歯科相談」を実施した。(R1.6.2) 「健康のつどい」にてチラシ配布等により事業のPRを行った。 (歯科医療連携推進会議については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止)	歯科医療連携推進事業の充実	健康課

7 手当等の支給

国及び東京都では、在宅の重度障害のある人への援護の一環として、次のような手当等を支給しています。

手当等名称	対象者・内容	所管
特別児童扶養手当	20歳未満の、身体障害者手帳1～3級程度、愛の手帳1～3度程度、またはこれらと同等の疾病や精神に障害のある児童を養育している人 重度:月額52,500円 中度:月額34,970円	国
障害児福祉手当	20歳未満で、身体障害者手帳1級及び2級の一部、愛の手帳おおむね1度、またはこれらと同等の疾病や精神に障害のある児童 月額14,880円	国
児童育成手当(障害)	20歳未満の、身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1～3度程度、脳性麻痺または進行性筋萎縮症の児童を養育している人 月額15,500円	都
特別障害者手当	20歳以上で、身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度で重複障害の人、またはこれらと同等の疾病や精神に障害のある人で常時介護を必要とする人 月額27,350円	国
心身障害者福祉手当	20歳以上で、身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1～3度程度、脳性麻痺または進行性筋萎縮症の人 月額15,500円	都
重度心身障害者手当	65歳未満で、重度の知的障害、重度の身体障害、重度の障害が重複する人で常時複雑な介護を必要とする人 月額60,000円	都
心身障害者扶養共済	加入資格:障害のある人の保護者(都内に住所があること、65歳未満であること、保険契約の対象となることができること) 障害のある人の範囲: ①知的障害のある人、②身体障害のある人(1～3級)、精神または身体に永続的な障害を有し①②と障害の程度が同程度の人 年金月額:20,000円(口数追加加入者は40,000円)	国

当市では、国・東京都制度の手当等とは別に、市制度の手当を次のとおり支給し、在宅生活を支援します。また、被爆者健康手帳を所持している人に見舞金を支給します。

主な取組

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
7-1 心身障害児福祉手当 〔継続〕	20歳未満の、身体障害者手帳1～4級程度、愛の手帳1～4度程度の障害のある児童を養育している人に手当を支給します。 月額6,100円	受給者数:229人	適切な手当の支給	障害福祉課
7-2 心身障害者福祉手当 〔継続〕	20歳以上で、身体障害者手帳3～4級程度、愛の手帳4度程度の人に手当を支給します。(65歳以上で新規に手帳取得・障害更新した人は除く) 月額6,100円	受給者数:659人	適切な手当の支給	障害福祉課
7-3 難病患者福祉手当 〔継続〕	難病医療法による医療費助成を受けている人、東京都難病患者医療費助成を受けている人及び難病医療費助成の対象疾病にかかり小児慢性疾患医療費助成を受けている人に手当を支給します。(65歳以上の新規申請は除く) 月額5,100円	受給者数:314人	適切な手当の支給	障害福祉課
7-4 原爆被爆者見舞金 〔継続〕	被爆者健康手帳を所持している人に見舞金を支給します。	受給者数:16人	適切な手当の支給	障害福祉課

目標3 ライフステージに対応した支援の充実

障害の早期発見、幼児期や学齢期に必要な支援、就労、地域生活など、障害のある人の年齢に応じて様々な課題があります。それらの課題に応えるために、行政をはじめとした地域の関係機関が連携し、ライフステージに対応した一貫した支援を実施するよう努めます。

また、障害のある人の学習機会を保障し、社会参加のための支援を行います。

施策の体系

施策の方向	主な取組	
1 障害のある子どもへの支援	1-1	発達障害の早期発見と支援
	1-2	障害のある児童の保育
	1-3	障害のある児童の療育
	1-4	障害のある児童の学童保育
	1-5	就学相談の充実
	1-6	通常学級における障害のある児童・生徒の介助
	1-7	特別支援教育の推進
	1-8	都立特別支援学校との連携強化
	1-9	障害のある子どもの切れ目のない支援体制の構築
	1-10	医療的ケア児の支援体制の整備
2 就労の支援	2-1	就労支援事業の充実
	2-2	市役所内実習、職場体験実習
	2-3	福祉就労から一般就労への移行促進
	2-4	障害者優先調達推進法に基づく調達の推進
	2-5	障害者就労施設への支援
	2-6	市内事業者における雇用の促進
	2-7	市内の農業と連携した障害のある人の就労の促進
	2-8	市役所における障害のある人の雇用の促進等
3 生涯学習と社会参加の支援	3-1	学習機会の保障
	3-2	障害者青年教室の開催
	3-3	障害のある人向け図書館サービス
	3-4	障害のある人のスポーツ・レクリエーションの普及・啓発

1 障害のある子どもへの支援

障害のある児童に対する保育・療育、特別支援教育及び学童保育の充実を図ります。また発達障害のある児童・人の支援体制の構築に努めます。

一貫した支援を行うため、各関係機関の連携を図ります。

主な取組

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
1-1 発達障害の早期発見と支援 〔継続〕	母子保健法に基づく健康診査及び学校保健安全法に基づく就学時の健康診断に当たり、発達障害の早期の発見に努めます。	各種乳幼児健診・相談事業を実施し発達障害の早期発見に努めた。 5歳児健康診査 実施回数18回 受診児数645人 フォロー体制を充実するため発達健診やフォローグループの紹介をした。 発達健診回数:26回 受診児延べ数:143人 健診後フォローグループ紹介 1歳6か児健診後:38人 3歳児健診後:16人	健康診査の充実	健康課
	就学時に配布する「就学支援シート」により、就学に向けた引き継ぎや教育的ニーズに応じた適切な支援に努めます。 幼稚園・保育園の依頼に応じ、在籍する未就学児の発達障害の早期発見に努めます。	就学支援シート回収数:142部(新1年生総数743名) 巡回指導員・巡回相談員による相談件数の総数:776件	就学支援シート回収率:20% 就学前機関の巡回件数:150件	教育指導課
1-2 障害のある児童の保育 〔継続〕	全保育園で集団保育が可能な障害のある児童の保育を実施します。	25施設中20施設で、集団保育が可能な障害のある児童について受け入れを行っている。	集団保育が可能な障害のある児童の保育の実施	保育課
1-3 障害のある児童の療育 〔継続〕	やまとあけぼの学園において、発達につまずきのある就学前の児童に対し、自立を助長するために必要な指導及び訓練を実施します。	やまとあけぼの学園で障害のある児童の療育を継続して実施した。 出席延児童数:2,424人	就学前の障害のある児童に療育を実施する。	保育課
1-4 障害のある児童の学童保育 〔継続〕	学童保育所において、障害のある児童の受け入れを実施します。 障害のある児童の枠(人数)を設けず入所基準を緩和し、希望のあった児童の受け入れを実施します。	11施設で31名を受け入れた。	継続	青少年課

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
1-5 就学相談の充実 〔継続〕	特別な教育的支援を必要とする全ての児童・生徒一人ひとりの能力を最大限に伸ばし、発揮できるように、自立と成長に必要な教育の場(専門性・環境)についての相談は、保護者と本人の意向を十分に尊重しつつ就学支援委員会での医学・教育学・心理学等専門的な所見をもとに総合的に判断し、適切な就学に向けた相談体制の充実を図ります。	就学支援委員会開催回数: 24回 相談者数:159名	継続	教育指導課
1-6 通常学級における 障害のある児童・ 生徒の介助	障害のある児童・生徒が市内の小・中学校の通常学級に通学するとき、個々の障害に配慮し、移動の際の安全確保等の介助に努めます。	—	適切な介助	教育総務課
1-7 特別支援教育の推 進 〔継続〕	特別支援教育の理解を深めるため、保護者・市民への周知・啓発を図ります。 また、通常学級における特別な教育的支援が必要な児童・生徒への校内支援のために、臨床心理士等の資格を持つ巡回指導員の活用や教員研修の充実を図ります。 特別支援学級での指導の専門性を高めるために、特別支援学校と連携した取組を行う等、特別支援教育の推進体制を整備していきます。	教員向け研修の実施回数: 9回 市内小中学校への巡回 等対応件数:471回 羽村特別支援学校・武蔵 村山市教育委員会共催 による特別支援教育理 解啓発講演会の実施(テ ーマ「実践的な支援の方 法を学ぶ」参加者数 149名)	小・中学校への 巡回件数:500件	教育指導課
1-8 都立特別支援学校 との連携強化 〔継続〕	都立特別支援学校に在学中の保護者や教師との懇談等を通して、就学期の障害のある児童の支援が適切に行われるよう努めます。 また、高校卒業時には、進路に係る個別支援会議等を通して卒後の生活が円滑に送れるよう支援します。	地域別懇談会及び個 別支援会議へ出席した。	地域別懇談会への 出席 個別支援会議への 出席	障害福祉課

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
1-9 障害のある子どもの 切れ目のない支援 体制の構築 〔継続〕	障害(発達障害を含む)のある子どもの乳幼児期から学校卒業後の円滑かつ継続的な支援を行うため、医療、保健、福祉、教育、労働等の機関の連携による相談・支援体制の構築を目指します。	乳幼児期から小学校就学に向けた相談窓口の紹介や教育機関との連携を継続した。	相談・支援体制の構築の検討	健康課
		東大和市要保護児童対策地域協議会のもと、必要に応じて個別ケース検討会議を開催した。 また、障害(発達障害を含む)のある子どもの支援について、関係機関主催の会議に出席した。	適切な相談支援の実施	子育て支援課
		発達障害者支援連絡会に参加し、庁内の関係機関の情報交換・連携を図った。	庁内の関係機関の情報交換・連携を図る。	保育課
		発達障害者支援連絡会を年2回開催し、庁内の関係機関の情報交換・連携を図った。	関係機関の連携体制の構築	障害福祉課
		子ども支援員派遣回数: 派遣人数 12名/派遣回数 859回 発達障害者支援連絡会の出席 特別支援教育検討委員会において「学校生活支援シート」を作成した。	就学支援シート回収率:20%(再掲) 高等学校等への情報提供件数:10件	教育指導課
1-10 医療的ケア児の支援体制の整備	常時医療的ケアが必要な子どもが地域で安心して暮らしていけるよう、医療、保健、福祉、教育等の機関の連携による相談・支援体制の構築を目指します。	—	相談・支援体制の構築の検討	健康課
		医療的ケアが必要な小学校就学前の児童が保育施設の利用を希望する場合に、相談・支援を実施した。	医療的ケアが必要な小学校就学前の児童が保育施設の利用を希望する場合に、相談・支援の実施。	保育課
		庁内関係部署に対し、実態把握のための調査を行った。	関係機関の連携体制の構築	障害福祉課
		—	関係機関との連携体制の構築により、情報共有を図る	教育総務課
		学校教職員に対し、医療的ケア児に関する情報提供や研修受講を促し、医療的ケアに関する理解を深める取組を行った。	研修受講者がいる学校数 小学校:2校 中学校:2校	教育指導課

《参考》他計画における関連項目

計画名	項目	内容
障害児福祉計画	児童福祉法に基づく給付 →p.91	
	児童発達支援	障害のある児童に対し、施設において、日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練を提供します。
	医療型児童発達支援	医療的なケアが必要な障害のある児童に対し、施設において、日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練を提供します。
	放課後等デイサービス	学校就学中の障害のある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練や創作的活動、地域交流の機会の提供等を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等に通う障害のある児童について、通い先の施設を訪問し、障害のある児童及び保育所等の職員に対し、集団生活への適応のための専門的な支援その他の指導等を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援、医療型児童発達支援または放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障害のある児童に対し、サービスの支給決定を受ける場合または変更する場合に、サービス利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。	

※数値目標等の詳細は、第5章(障害児福祉計画)を参照

2 就労の支援

障害のある人の一般就労の機会を拡大し、経済的に自立した生活を支援します。

主な取組

項目	内容	平成31年度実施状況	令和5年度目標	担当課
2-1 就労支援事業の充実 〔継続〕	障害のある人の一般就労の機会を拡大するとともに、障害のある人が安心して働き続けることができるよう、身近な地域で就労面・生活面の支援を一体的に行います。	障害者就労生活支援センターにおいて支援を行った。 一般就労者数:31人(参考) 障害者就労生活支援センター登録者数:203人	一般就労者:40人	障害福祉課
2-2 市役所内実習、職場体験実習 〔継続〕	一般就労に向けて就労訓練の一環として市役所内で実習をする場を設けます。 また、企業での職場体験実習が行えるよう市内・近隣の企業に協力を要請します。	職場体験実習事業 受入協力事業所数:9か所 実習回数:0回 実習人数:0人 庁内実習 実習回数:4回 実習人数:20人	登録事業所の増 実習生の増	障害福祉課

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
2-3 福祉就労から一般 就労への移行促進 〔継続〕	就労継続支援・就労移行支援事業者や様々な就労支援機関と連携し、福祉就労から一般就労への移行を促進します。	他の就労支援機関と連携を図りながら支援を行うとともに、自立支援協議会就労部会で障害当事者向けセミナーを実施した。 福祉施設からの一般就労者数:8人	福祉施設からの一般就労者:10人	障害福祉課
2-4 障害者優先調達推進法に基づく調達の推進 〔継続〕	障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等から物品等の調達を推進します。 また、障害者就労推進・差別解消市内連絡会を通して市役所内の理解促進を図り、物品等の調達を推進するとともに、障害のある人の一般就労の促進を図ります。	障害者就労推進・差別解消市内連絡会において各課に協力を要請した。 平成31年度実績 18,427,927円 (前年度比1,660,068円増) 519件(前年度比18件増)	市役所内での調達の促進 調達物品等の増	障害福祉課 各課
2-5 障害者就労施設への支援 〔継続〕	共同作業所連絡会の作品展示、作品販売のために市役所ロビーを提供します。 また、就労継続支援B型事業所等の利用者の工賃アップのための取組を支援します。	共同作業所連絡会の作品展示のため市役所ロビーを提供した。 実施回数:6回	作品展の実施 事業所の工賃アップ	障害福祉課
2-6 市内事業者における雇用の促進 〔継続〕	市内事業者による障害のある人の雇用の促進を図るために、障害者就労生活支援センターの地域開拓促進事業による働きかけを行うとともに、商工会等を通して、事業者の障害のある人への理解、障害のある人の雇用の促進を図ります。	障害者就労生活支援センターの地域開拓促進事業により、市内事業所に対して障害のある人の雇用に関する以下の働きかけを行った。 助言・支援:12件 新規開拓:1件 前年度のアンケート調査を踏まえ、地域自立支援協議会就労部会で事業者向けセミナーを実施した。	雇用の促進	障害福祉課
2-7 市内の農業と連携した障害のある人の就労の促進	市内の農業分野での障害のある人の就労実習等を促進すること等により、障害のある人の就労と市内農業との連携づくりに取り組み、障害のある人等の働く場所づくりを検討します。	— —	農業分野での就労実習の実施 農業分野で障害のある人等の働く場所づくりを検討する。	障害福祉課 産業振興課
2-8 市役所における障害のある人の雇用の促進等	障害者活躍推進計画を策定し、市役所における障害のある人の雇用の促進を図るとともに、就業者の障害に配慮した就業環境の整備に努めます。	—	国で定められた法定雇用率を達成する。	職員課

《参考》他計画における関連項目

計画名	項目	内容
障害福祉計画	就職支度金給付事業 →p.105	施設に入所または通所している障害のある人が、就職等により施設を退所する場合に就職支度金を給付します。

※数値目標等の詳細は、第5章(障害福祉計画)を参照

3 生涯学習と社会参加の支援

障害のある人の学習・スポーツ・レクリエーション等の機会を設けるとともにその社会参加を支援します。

主な取組

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
3-1 学習機会の保障 〔継続〕	障害のある人の自発的な学習活動の支援を、その基本的な方針及び各種施策などを総合的に体系化した生涯学習推進計画のもとに進めていきます。	プラネタリウム観覧料免除(障害者手帳所持者と介助者) 実績:1,187人 (うち介助者481人) トレーニング室の利用料減額(障害者手帳所持者) 実績:延1,099人 市民プールの利用料免除(障害者手帳所持者) 実績:403人 プール利用者の駐車場の利用許可(障害者手帳所持者が運転または同乗の場合)	適切な支援の実施	社会教育課
3-2 障害者青年教室の開催 〔継続〕	障害のある人の学習機会を保障するために、障害者青年教室を定期的に開催します。	延参加者数 ビートクラブメンバー: 338人 ボランティアスタッフ: 142人	学習機会の保障	中央公民館
3-3 障害のある人向け 図書館サービス 〔継続〕	通常の方法では図書館資料を利用できない人のために、対面朗読、録音・点字資料、大活字本等のサービスや、資料の宅配サービスを実施します。	プライベート資料の作成 3タイトル 録音資料の作成 図書:6タイトル 雑誌:13タイトル 録音・点字図書等の貸出 録音図書等:1,292タイトル 点字資料:10タイトル 宅配サービスの実施: 延12回 視覚障害者用デジタル資料再生機器の館内貸出:213回	継続	中央図書館

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
3-4 障害のある人のスポーツ・レクリエーションの普及・啓発 〔継続〕	<p>障害のある人を対象とする事業をスポーツ推進委員において計画し、積極的に実施します。</p> <p>社会教育課事業の中で障害のある人が参加できるスポーツを取り入れるとともに、障害のある人のスポーツの大会や体験教室を開催して、普及・啓発を図ります。</p>	<p>ポッチャ体験 in 東大和、わくわくポッチャ大会(スポーツ推進委員が主催した障害のある人も参加できるスポーツイベント)を実施した。</p> <p>東京都市町村ポッチャ大会(会場:武蔵野市)に東大和市代表として2チームが参加した。</p> <p>みんなでバドミントン in 東大和(障害のある人も参加できるスポーツイベント)を実施した。</p> <p>ふれあい市民運動会(体験コーナーを設け、障害のある人のスポーツの理解を深める取組) ※天候不良により中止</p> <p>東京都車いすバスケットボール連盟と共催して、令和元年度東京都車いすバスケットボール三澤記念大会を開催した。</p>	事業の実施 障害のある人のスポーツの普及・啓発	社会教育課

《参考》他計画における関連項目

計画名	項目	内容
障害福祉計画	自発的活動支援事業 →p.99	<p>障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。</p> <p>障害団体等が行う市民を対象とした自発的活動や催しについて、総合福祉センターは～とふると連携して、市民に広く周知する支援を行います。</p>
	地域活動支援センター →p.104 重点施策3	<p>基礎的事業として、創作的活動、生産活動の機会の提供等、社会との交流促進の支援を行う事業を実施します。</p> <p>また、基礎的事業に加え、地域活動支援センターⅠ型では、専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進の啓発事業等を実施します。</p>

※数値目標等の詳細は、第5章(障害福祉計画)を参照

目標4 共生社会実現をめざした地域づくり

障害のある人、ない人が分け隔てなく共に生きていくためには、障害のある人や障害に対する偏見や差別、社会的障壁(バリア)をなくす必要があります。そのため、障害のある人や障害についての理解と認識を深めるための活動を推進します。

また、共生社会を支える人材育成や地域・環境の醸成、障害のある人にとって安全・安心なまちづくりを進め、自助・共助のまちづくりに取り組みます。

施策の体系

施策の方向	主な取組	
1 障害のある人への理解の推進	1-1 障害者週間の周知及び取組	重点施策 1
	1-2 障害のある人への理解のための啓発活動	重点施策 1
	1-3 精神保健福祉普及運動の周知	
	1-4 精神保健講演会の実施	
	1-5 学校における交流及び共同学習等	
2 共生社会を支える人材育成、地域・環境の醸成	2-1 障害のある人のためのボランティアの育成	重点施策 3
	2-2 高齢者ほっと支援センターとの連携	重点施策 3
	2-3 暮らし・しごと応援センターそえるとの連携	重点施策 3
3 安全・安心なまちづくり	3-1 救急直接通報システム事業	
	3-2 住宅火災通報システム事業	
	3-3 ヘルプカードを活用した防災・防犯の取組	
	3-4 防災・防犯のための自助や共助の取組	重点施策 3
	3-5 感染症拡大防止等の取組	

1 障害のある人への理解の推進

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障害のある人への理解を促進し、障害のある人への配慮等について、啓発・広報活動を推進します。

主な取組

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
1-1 障害者週間の周知 及び取組 〔継続〕 重点施策1	障害者週間の趣旨について市報等で周知するとともに、それに合わせて障害のある人や障害についての理解を深める取組を実施します。	障害のある人への理解を深めるための記事を市報や市ホームページに掲載するとともに、市役所ロビーにてパネル展示を実施した。	市役所ロビー展示の充実	障害福祉課
1-2 障害のある人への理解のための啓発活動 〔継続〕 重点施策1	障害のある人や障害について理解を深めるためのリーフレットの発行や催しの開催に取り組みます。	障害者週間に合わせて、障害者理解促進事業として以下を実施した。 令和元年12月8日「生きるってこんなに楽しいんだ！～重心、最重度の障害児・者とともに生きる～」をテーマとし、意見交換車いす体験等を実施。 参加者40名程度	催しの実施	障害福祉課
1-3 精神保健福祉普及 運動の周知 〔継続〕	精神保健福祉普及運動について市報等で周知するとともに、それに合わせて精神障害のある人の福祉に関する理解促進の取組を実施します。	市ホームページ及び市報で周知した。	周知の継続	障害福祉課
1-4 精神保健講演会の 実施 〔継続〕	市民の心の健康づくり、精神障害のある人への理解促進や協力体制の推進のため、障害当事者、家族、市民等を対象に講演会を実施します。	精神障害者地域生活支援センターで年1回実施した。	講演会の実施	障害福祉課
1-5 学校における交流 及び共同学習等 〔継続〕	小・中学校において、障害のある児童生徒との交流及び共同学習等に取り組みます。	副籍交流希望者：36名	副籍を利用している児童生徒の割合：80%	教育指導課

《参考》他計画における関連項目

計画名	項目	内容
障害福祉計画	理解促進研修・啓発事業 →p.99 重点施策1	障害のある人への理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけをします。
地域福祉計画	福祉教育の推進	障害のある人や高齢者に対する市民の相互理解・相互交流を深めるため、福祉施設等が行う各種行事への市民参加の機会の拡充に努めます。

2 共生社会を支える人材育成、地域・環境の醸成

共生社会を支えるボランティア等の人材育成に取り組むとともに、障害福祉分野以外の関係機関等との連携を強化して、地域・環境の醸成に努めます。

主な取組

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
2-1 障害のある人のためのボランティアの育成 〔修正〕 重点施策3	総合福祉センターは～とふるの地域活動支援センターにおいて、障害のある人への理解・ボランティア育成のための講座等を実施します。	障害者理解促進講座「フレイルについて」を令和2年3月に企画したが、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止となった。	ボランティアの育成	障害福祉課
2-2 高齢者ほっと支援センターとの連携 重点施策3	障害のある人と高齢者が同居する世帯の支援において、高齢者ほっと支援センターとの連携により支援を行います。 また、地域生活支援拠点連絡会議による連携体制の構築を目指します。	—	地域生活支援拠点連絡会議による連携	障害福祉課
	高齢者ほっと支援センター職員が、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議及び地域生活支援拠点連絡会議に参加し、地域共生社会の構築に向けた連携体制の構築を進めます。	—	相談支援体制の充実	高齢介護課
2-3 くらし・しごと応援センターそえるとの連携 重点施策3	経済的な課題のある障害のある人の世帯の支援において、くらし・しごと応援センターそえるとの連携により支援を行います。 また、地域生活支援拠点連絡会議による連携体制の構築を目指します。	—	地域生活支援拠点連絡会議による連携	障害福祉課
	くらし・しごと応援センターそえるとの支援において、対象者が障害のある人等である場合、障害福祉課と連携して適切な支援を実施します。	—	障害福祉課と連携し、適切な相談支援を実施する。	生活福祉課

《参考》他計画における関連項目

計画名	項目	内容
地域福祉計画	ボランティア等活動の推進	ボランティア活動や NPO 活動等を支援していきます。 ボランティア活動を希望する人に情報を提供することで、活動を支援していきます。

3 安全・安心なまちづくり

障害のある人が安全に安心して生活し、社会参加できるように、サービスや制度を整え、障害に配慮したまちづくりを推進するとともに、防災・防犯対策を推進します。また、自助・共助のまちづくりにも取り組みます。

主な取組

項目	内容	平成 31 年度 実施状況	令和 5 年度 目標	担当課
3-1 救急直接通報システム事業 〔修正〕	ひとり暮らし等の重度身体障害のある人等の緊急時における安全確保のため、救急直接通報システムを給付し、速やかな通報等を行います。 対象者： 18 歳以上のひとり暮らし等の 2 級以上の身体障害者手帳の交付を受けた人、難病にり患している 18 歳以上のひとり暮らし等の人	利用数：1 世帯	適切な給付の継続	障害福祉課
3-2 住宅火災通報システム事業 〔修正〕	ひとり暮らし等の重度身体障害のある人等の火災における緊急時の安全確保のため、住宅火災通報システムを給付し、速やかな通報等を行います。 対象者： 救急直接通報システム利用者が 18 歳以上のひとり暮らし等の 2 級以上の身体障害者手帳の交付を受けた人	利用数：0 世帯	適切な給付の継続	障害福祉課
3-3 ヘルプカードを活用した防災・防犯の取組 〔修正〕	平成 26 年 7 月から配布を開始したヘルプカードを広く周知、活用することにより、障害のある人が安心して生活できるまちづくりを推進します。	普及講習会については、開催予定であったが、新型コロナウイルス感染防止の観点から中止とした。 実施回数：0 回 登録者数：1,480 人	ヘルプカードの周知・拡大	障害福祉課

項目	内容	平成31年度 実施状況	令和5年度 目標	担当課
3-4 防災・防犯のための 自助や共助の取組 〔修正〕 重点施策3	地域自立支援協議会 防災・防犯部会において 地域での障害のある人 の見守りや災害時の障 害のある人の支援の取 組を、警察署や消防署、 地域の団体等と連携し て実施します。	地域自立支援協議会 防災・防犯部会におい て、新型コロナウイルス 感染防止の観点から、警 察の方との懇談会や防 災フェスタへの参加はで きなかったものの、以下 の取組を行った。 防災セミナー「地域の みんなで考えよう！障害 のある方の災害時支援」	警察署、消防署や 地域の団体と連携 した取組の継続	障害福祉課
3-5 感染症拡大防止等 の取組	新型コロナウイルス感 染症等の感染拡大の状 況下においても、障害の ある人が障害福祉サー ビスを安心して利用でき るよう支援を行います。 また、生活様式や生活 環境の変化に不便や戸 惑いを感じている障害 のある人への配慮や援 助が適切になされるよ う、市民に対する理解促 進等に努めます。	—	在宅の障害のある 人や障害福祉サー ビス等事業所への 適切な支援の実施 市民に対する障害 や障害のある人へ の理解促進と情報 発信	障害福祉課
	医療や福祉、介護関係 の事業所等に対して、 「東京都感染拡大防止ガ イドライン」など各種ガ イドラインに沿った感染予 防、感染拡大防止の対策 を促進します。	—	各種ガイドラインに 沿った感染予防、 感染拡大防止の対 策の促進	健康課

《参考》他計画における関連項目

計画名	項目	内容
地域福祉計画	災害時要配慮者対策の推進	災害時における高齢者や障害のある人などの安全を確保するため、地域防災計画に基づき、災害時要配慮者対策を推進します。避難行動要支援者名簿を、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、高齢者ほっと支援センターなどの関係機関に提供し、情報の共有化を図るとともに、災害時における支援体制づくりに努めます。
	安全・安心を守る環境づくりの推進	交通安全教室や運転者講習会などの実施により、誰もが安心して外出できるよう、交通安全思想の普及に努めるとともに、交通安全施設の整備を関係機関に働きかけていきます。 消費者への啓発・情報提供・相談を通じて、契約トラブルや悪質商法被害の防止に努めていきます。 地域の犯罪情報や身近な事件の情報を提供し、地域の防犯意識や犯罪から身を守るための啓発活動に努めます。 災害や防災に関する情報提供や啓発活動を行い、地域の防災対策の推進に努めます。 感染症予防、感染症拡大防止対策として、市民、関係団体や福祉サービス事業所への新しい生活様式やガイドラインの周知・啓発を図ります。
	公共建築物及び公園・道路などの公共施設の整備	公共施設等の整備について、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点で福祉のまちづくりの促進に努めます。 歩道の段差改良などのバリアフリー化を進めます。 ベンチなどの休憩施設が設置可能なバス停留所付近については、バス事業者への働きかけや整備を行い、高齢者や障害のある人などが安心して公共交通機関を利用できるよう努めます。 誰もが安心して学べるよう、学校施設のバリアフリー化を進めます。

第5章

数値目標と確保のための方策

(第6期東大和市障害福祉計画・第2期東大和市障害児福祉計画)

本章の内容は、第4章「障害のある人に係る施策の展開」のうち、障害者総合支援法及び児童福祉法で規定する障害福祉サービス等の数値目標と確保のための方策を示すものです。

第2節から第7節の内容は、第4章と重複するため、見込量(目標値)や具体的な事業内容は、本章で記載することとし、第4章では、《参考》として取組項目のみ記載しています。

第1節 令和5年度の数値目標

国の基本的な指針では、障害のある人の自立支援の観点から、市町村が策定する障害福祉計画において、①福祉施設の入所者の地域生活への移行、②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、③地域生活支援拠点等が有する機能の充実、④福祉施設から一般就労への移行等、⑤障害児支援の提供体制の整備等、⑥相談支援体制の充実・強化等、⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築について成果目標と活動指標を設定することが適当であるとされています。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本的な指針

- 令和元年度末時点の福祉施設に入所している障害のある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。
- 当該目標値の設定に当たっては、令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活に移行することとするとともに、これに併せて令和5年度末の施設入所者を令和元年度末時点から1.6%以上削減することを基本とする。
- 当該目標値の設定に当たっては、令和2年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成の割合を令和5年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。
- なお、施設入所者数の設定のうち、新たに施設へ入所する者を見込むに当たっては、グループホーム等での対応が困難な者等、真に施設入所支援が必要な場合の検討等を市町村、関係者により協議の上、その結果を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある。

※平成24年4月施行の児童福祉法改正により、障害者総合支援法のサービス受給者となって当該施設に引き続き入所している者は含めない。

東京都の基本的な考え方

(東京都障害者施策推進協議会 第6回専門部会資料より)

- 施設入所者の地域以降に関する考え方
 - 都は、さらなる地域生活への移行を進める観点から、国の基本指針に即して、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本に、区市町村の状況も踏まえて成果目標を設定すべきである。
 - 成果目標の達成に向けて、区市町村は、計画的に障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保を図るとともに、都外施設を含む施設入所者本人の意向確認、関係者との連絡調整等を行い、施設から地域への切れ目のない支援につなげる必要がある。また、家族の不安の解消により、地域移行への動機付けや地域移行に対する理解を進めるとともに、施設入所者に意思決定支援を行うことにより、本人の意向に基づき地域移行できるようにする必要がある。
 - 重度の障害者が安心して地域で生活するため、重度者の受け入れに必要なグループホーム等地域生活基盤の整備が求められる。

東京都の基本的な考え方(続き)

- また、都外施設入所者の地域移行を支援する相談支援事業所の取組の促進や、重度の施設入所者が希望する地域で安心して暮らせるよう移行後の相談援助等への支援が求められる。
- 都は、入所施設における地域移行に向けた取組を促進するため、入所施設へのコーディネーターの配置や、ピアサポート活動による普及・啓発などの取組を引き続き進めるとともに、障害者施策推進区市町村包括補助事業等により、区市町村の地域の実情に応じた取組を支援していく必要がある。
- 入所施設の定員に関する考え方
 - 都においては、平成17年10月1日現在の入所施設定員数7,344人を超えないとする第5期障害福祉計画までの目標を継続し、引き続き目標の達成に向けて取り組むべきである。
 - なお、新たな施設入所者については、グループホーム等での対応が困難であり、施設入所が真に必要な障害者に限られるべきであることに留意する必要がある。
 - また、計画上の入所施設定員数に関わらず、18歳以上の入所者に対応した障害児入所施設の障害者支援施設への移行には配慮する必要がある。

市の目標設定

項目	数値	説明
地域生活移行者数		
算定基礎数値	49人	令和元年度末現在の施設入所者数
目標値	3人 (6.1%)	令和3年度から令和5年度末までの間に地域移行する見込者数
未達成者数 (未達成割合)	0人 (0.0%)	第5期目標値(4人)のうち令和元年度末まで未達成の見込者数
施設入所者数		
算定基礎数値(A)	49人	令和元年度末現在の施設入所者数
目標値(B)	48人 (▲2.0%)	令和5年度末の施設入所者の見込者数
削減見込	1人	(A) - (B)
(参考)待機者数	9人	令和2年10月1日現在の施設入所待機者数

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本的な指針

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、目標値を次に掲げるとおり設定する。
 - ①精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数
316日以上
 - ②精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)
国が提示する推計式を用いて設定する。
 - ③精神病床における早期退院率
令和5年度における入院後3か月時点の退院率を、69%以上とする。
令和5年度における入院後6か月時点の退院率を、86%以上とする。
令和5年度における入院後1年時点の退院率を、92%以上とする。

東京都の基本的な考え方

(東京都障害者施策推進協議会 第6回専門部会資料より)

- 都は、精神科病院からの地域生活への移行をさらに進める観点から、国の基本指針に即しつつ、都における実績を踏まえ成果目標を設定すべきである。
- 成果目標の達成のためには、入院が長期化する前の段階で、円滑な退院に向けた支援につなげる取組が求められる。また、長期在院者に対しては、社会的入院を解消する観点から、退院促進に向けた働きかけや地域との調整等を進める必要がある。
- これまでの精神科病院からの地域移行の実績を踏まえ、地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)が円滑に機能するための地域生活への移行支援の仕組みづくりや、広域的な調整、人材育成、ピアサポーターの育成・活用等、成果目標の達成に向けた取組が引き続き必要である。
- 区市町村は、精神科病院からの地域生活への移行・定着を支援する相談支援体制の充実を図るとともに、退院後の精神障害者が地域で安定した生活を送るために必要なサービス量を見込み、計画的な整備を進める必要がある。
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、都は、引き続き、保健、医療、福祉等の関係者による効果的な支援体制の構築に向けた協議を進めるとともに、区市町村職員等を対象とする研修の実施や好事例の紹介等により、区市町村における精神障害にも対応した地域包括システムの構築に向けた取組を支援することが求められる。

市の目標設定

入院中の精神障害のある人の地域移行に関する目標値は、都道府県が設定することとされ、市において目標設定を行いません。

市では、令和元年に「東大和市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議」を設置しました。推進会議で体制構築に向けた協議を進めて、目標値の達成を目指します。

また、現住所が当市にある人の東京都内の精神科医療機関への入院者の状況については、以下のとおりとなっています。

精神科医療機関からの地域移行に伴い、必要な障害福祉サービス及び相談支援の量を見込みます。

表 5-1 精神医療機関への入院患者数(平成30年6月30日時点) (単位:人)

	3か月未満(急性期)	3か月以上1年未満	1年以上	合計
65歳未満	14	17	21	52
65歳以上	15	12	35	62
合計	29	29	56	114

※地域精神保健福祉資源分析データベース(ReMHRAD)より

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本的な指針

- 地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村または各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

東京都の基本的な考え方

(東京都障害者施策推進協議会 第6回専門部会資料より)

- 地域生活支援拠点については、基本指針に即して各区市町村に少なくとも一つ整備をすることを基本としつつ、区市町村の状況を把握しながら成果目標を設定する必要がある。
- 都は、区市町村における地域生活支援拠点等の整備状況を把握し、好事例の紹介を行うなど、地域生活支援拠点等の整備の促進や機能の充実のために必要な支援を検討していく必要がある。

市の目標設定

目標値(令和5年度末の設置か所数)	1か所
-------------------	-----

当市では、令和2年度に、東大和市総合福祉センターは～とふる、東大和市地域生活支援センターウエルカム及び市を基幹相談支援センターに位置づけた上で、地域生活支援拠点「ういずねっとi」の面的整備をスタートさせました。

今後、順次機能の充実を図るとともに、地域の関係機関による地域生活支援拠点連絡会議を設け、拠点等の事業の進行管理、関係機関への周知・連携構築等を行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本的な指針

- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。目標の設定に当たっては、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
 - 事業ごとの目標値
 - ①就労移行支援 1.30倍以上
 - ②就労継続支援A型 1.26倍以上
 - ③就労継続支援B型 1.23倍以上
- 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定する。
 - ①就労定着支援事業の利用者数
 - 就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち7割以上が就労定着支援事業を利用する。
 - ②就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

東京都の基本的な考え方

(東京都障害者施策推進協議会 第6回専門部会資料より)

- 成果目標は、国の基本指針に即しつつ、これまでの実績等を踏まえて設定すべきである。
- 都では、福祉施設から一般就労への移行を促進するとともに、特別支援学校の卒業生や離職者などで一般就労を希望する障害者が企業等で働く機会を拡大するため、「区市町村障害者就労支援事業」を推進している。
- 一般就労に向けた支援に関する量的な目標については、引き続き、都独自の目標として、「区市町村障害者就労支援事業利用による一般就労者数」を設定すべきである。なお、今後、引き続き、就労支援を取り巻く環境の変化や動向を注視し、将来的には、目標設定の在り方について検討する必要がある。
- 成果目標を達成するためには、福祉施策と労働施策の双方から重層的な取組が重要であり、ハローワークによる支援やジョブコーチ事業等の労働施策との連携による障害者雇用の推進に関して活動指標を設定し、取組を進める必要がある。

市の目標設定

項目	数値	説明
福祉施設からの一般就労移行者数		
算定基礎数値	8人	令和元年度において福祉施設から一般就労した者の数
目標値	11人	令和5年度において福祉施設から一般就労する者の数。全体で1.38倍と見込む。(就労移行支援では1.30倍以上、就労継続支援A型では1.26倍以上、就労継続支援B型では1.23倍以上を目指す。)

項目	数値	説明
就労定着支援事業の利用率		
算定基礎数値	11人	令和5年度において福祉施設から一般就労する者の数
目標値	8人	令和5年度において福祉施設から一般就労する者のうち7割以上が利用するものと見込む。
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合(全体の7割以上)		
算定基礎数値	0か所	令和元年度の実績(市内に就労定着支援事業所なし)
目標値	0か所	令和5年度の見込み(市内に就労定着支援事業所なし)
区市町村障害者就労支援事業による一般就労者数		
算定基礎数値	31人	令和元年度において障害者就労支援事業を利用して一般就労した者の数
目標値	40人	令和5年度において障害者就労支援事業を利用して一般就労する者の数。1.29倍と見込む。
区市町村障害者就労支援事業により就労した者の職場定着率		
算定基礎数値	8.5割	令和元年度中に障害者就労支援事業を利用して就労した者のうち、12か月以上就労が継続している者の割合
目標値	8割	令和5年度中に障害者就労支援事業を利用して就労した者のうち、12か月以上就労が継続している者の割合

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本的な指針

- 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。また、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- 主に重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
 令和5年度末までに、主に重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

東京都の基本的な考え方

(東京都障害者施策推進協議会 第6回専門部会資料より)

- 区市町村は、国の基本指針に示された見込量の設定の考え方を参考に、地域における児童の数の推移も含めた地域の実情を踏まえて、障害児通所支援及び障害児相談支援の見込量を定めるよう努める必要がある。
- 都は、国の基本指針に示された見込量の設定の考え方を参考に、障害児入所支援の見込量を設定するとともに、区市町村が設定した見込量を集計したものを基本として、身近な地域での支援体制の整備を進める観点で調整を図りながら、都全域の障害児通所支援及び障害児相談支援の見込量を作成する。
- 子ども・子育て支援法に基づく教育・保育等の利用状況も考慮しつつ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児支援等の専門的な支援を確保する必要がある。
- また、教育・保育等とも連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を身近な場所で提供する体制の構築が重要である。
- さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育・教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無に関わらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進する必要がある。
- そのため、障害児支援には、施設・事業所等が自ら障害児に対して行う支援に加え、専門的な知識・経験に基づき一般的な子育て支援施策をバックアップする後方支援としての役割が求められる。

市の目標設定

項目	目標値	説明
児童発達支援センターの設置	1か所	やまとあけぼの学園の老朽化対策に併せて、市有地を有効活用し、児童発達支援事業に地域支援機能を付加した児童発達支援センターへの移行を検討していきます。
保育所等訪問支援の実施		
重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所以上	市内での確保に努めるとともに、近隣市の事業所を活用して、サービス提供体制を確保します。
重症心身障害のある児童を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所以上	
保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関による協議の場	検討	庁内の関係部署の連携を図りながら、協議の場の設置について検討します。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	検討	当面、行政職員、相談支援や訪問看護事業所職員等に対して、コーディネーター養成の研修受講を促し、確保の方策を検討します。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本的な指針

- 令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

東京都の基本的な考え方

(東京都障害者施策推進協議会 第6回専門部会資料より)

- 区市町村においては、全ての障害福祉サービス利用者にサービス等利用計画が作成される体制を確保・維持するため、引き続き、計画相談支援の体制整備を計画的に進める必要がある。
- また、計画相談支援等が適切に実施されるためには、区市町村において、特定相談支援事業所等のバックアップのため、基幹相談支援センターの設置等を通じて、人材育成や特定相談支援事業所等からの困難事例等に関する相談、地域の関係機関へのフィードバック等、地域における相談支援体制を推進することが望まれる。
- 都は、区市町村における基幹相談支援センターの設置状況を把握し、好事例の紹介を行うなど、引き続き、基幹相談支援センター未設置の区市町村に設置を促していくことが必要である。また、区市町村の体制整備に必要な相談支援専門員の見込みを把握し、指定した研修事業者とも連携して相談支援専門員の養成を着実にを行うとともに、地域課題についての協議や相談支援従事者への助言・指導等を実施するなど地域の相談支援体制において中核的な役割を果たす主任相談支援専門員を着実に養成し、区市町村の相談支援体制強化を支援する必要がある。
- 地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)は、入所施設・精神科病院から地域生活への移行や移行後に地域で暮らし続けるために、また、地域で生活している障害者が住み慣れた地域での生活を続けていくために充実が求められる。
- 自立支援協議会には、関係機関等の有機的な連携の下、地域の課題を踏まえて地域における障害者等の支援体制の整備につなげていくことが求められる。都は、引き続き、先進的取組事例の紹介や協議会関係者の交流機会の提供など、区市町村の協議会の活性化を図り、相談支援体制の充実につなげるための支援を行う必要がある。

市の目標設定

令和2年度から、総合福祉センターは～とふる、地域生活支援センターウエルカム及び市を地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターと位置づけて、コーディネーターとして専門的職員を配置しました。基幹相談支援センターにおいて総合的・専門的な相談支援を実施します。

障害福祉サービス等の利用者の増加に比べて、相談支援事業所、相談支援専門員が不足しているため、充足を図るとともに、基幹相談支援センター及び地域自立支援協議会相談部会の活動を通して、相談支援専門員の資質向上を図ること等により、地域の相談支援体制の強化を図ります。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本的な指針

- 都道府県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害のある人等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤をなくすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となる。そこで、令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

東京都の基本的な考え方

(東京都障害者施策推進協議会 第6回専門部会資料より)

- 多様な事業者が提供する様々なサービスの中から、利用者が自ら必要なサービスを選択するためには、福祉サービス第三者評価など、サービスの質の向上に向けた事業者の取組を促進するとともに、利用者のサービス選択のための情報提供を行う制度をこれまで以上に推進していく必要がある。
- また、障害者が安心してサービスを利用するためには、サービスの提供主体である事業者等が法令を遵守し、適正なサービスを提供するよう、ルール遵守の徹底を図ることが不可欠である。そのためには、行政が、関係法令等に基づく適切な指導検査を実施し、良質な事業者等を育成していくことが重要である。
- 国の基本指針では、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、指導検査の適正な実施と、その結果を関係区市町村と共有する体制の構築について、成果目標として示している。都は、基本指針に即しつつ、都における実情を踏まえながら成果目標を定めていく必要がある。

市の目標設定

東京都、東京都心身障害者福祉センター、多摩総合精神保健福祉センター等で開催される専門的研修に、市職員が積極的に参加します。

障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果を活用し、例月の請求審査において、請求の適正化を図ります。

東京都が実施する指導監査結果については、当面、市において分析や活用に取り組み、関係市町村との共有体制については今後検討します。

第2節 障害福祉サービス等の見込量とその確保のための方策

国の基本的な指針では、各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援または指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量とその確保のための方策を定めることとしています。本市では、国の基本的な指針及び東京都の基本的な考え方を踏まえて、令和3年度から令和5年度までの見込量とその確保のための方策を定めます。

見込量等は、第5期計画期間の各サービスの利用状況、前節の数値目標、特別支援学校卒業見込者数、転入者等を勘案して定めます。

※各表とも、平成30年度、31年度は実績数値。令和2年度は第5期計画における見込み数値。令和3年度から5年度までは、第6期計画で定める見込数値です。

(1) 訪問系サービス

①居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

(単位：人、時間)

		実績		見込	計画期間の見込		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	人数	163	161	175	180	190	200
	時間	1,304	1,293	1,450	1,400	1,500	1,600
重度訪問介護	人数	13	13	18	15	16	17
	時間	3,444	3,756	5,200	4,400	4,700	5,000
同行援護	人数	31	28	38	32	34	36
	時間	531	618	560	690	760	830
行動援護	人数	2	3	4	4	4	5
	時間	48	60	40	80	80	90
重度障害者等 包括支援	人数	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
合計	人数	209	205	235	231	244	258
	時間	5,327	5,727	7,250	6,570	7,040	7,520

※1 か月当たりの利用者数、利用時間数

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> • 居宅介護 自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。家事援助、身体介護、通院介助、通院等乗降介助のサービス種別があります。障害支援区分1以上の人(障害のある児童はこれに相当する状態)が対象となります。 • 重度訪問介護 重度の肢体不自由者または重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害のある人であって、常に介護を必要とする人に、自宅での入浴や排せつ、食事などの介護や外出時の移動支援を総合的に行います。原則、障害支援区分4以上の人が対象となります。 • 同行援護 視覚障害により、移動困難な人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の外出時に必要な支援を行います。 • 行動援護 知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する人に介助や外出時の移動の支援などを行います。障害支援区分3以上で行動障害のある人が対象となります。 • 重度障害者等包括支援 常時介護を要する障害のある人で特に介護の必要な程度が高いと認められた人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。障害支援区分6以上で意思疎通が著しく困難である等の人が対象となります。
サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none"> • 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護は、第5期計画期間の実績を踏まえて利用の伸びを見込みました。 • 重度障害者等包括支援は、対象者の基準、サービス提供事業者の体制等を考慮して0人と見込みました。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> • 令和2年10月1日現在、市内に居宅介護16か所、重度訪問介護14か所、同行援護7か所、行動援護3か所の事業所があります。重度障害者等包括支援の事業所はありません。 • 市内及び近隣市の事業所を活用して提供体制を確保します。 • 事業所連絡会の開催等により、サービス提供体制の充実やサービスの質の確保に努めます。また、特にヘルパー不足が顕著な重度訪問介護等については、市として独自の人材確保策に取り組みます。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護 重点施策2

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入所系	47	48	43	48	48	47
通所系	117	127	114	147	157	167
合計	164	175	156	196	206	215

※1 か月当たりの利用者数

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 常に介護が必要な人に、主に日中に施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会を提供します。障害支援区分が区分3以上(入所の場合は区分4以上)または50歳以上の区分2以上(入所の場合は区分3以上)の人が対象となります。
サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none"> 入所系 養護者の高齢化等様々な理由により、毎年数名が新規に入所しています。現入所者の地域移行等を行うことで、極力利用者の減を目指します。 通所系 第5期の計画期間では、利用者が大幅に増え平成30年度末で令和2年度末の見込みを上回っています。特別支援学校卒業生の利用のほか、就労継続支援利用者の障害の重度化等が増加要因と思われます。今後もこの傾向は続き、在学中の重症心身障害のある児童の卒業も多く見込まれます。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 入所系 市外の事業者による施設入所支援と合わせて提供します。 通所系 <ol style="list-style-type: none"> ①東大和市総合福祉センターは～とふるで、生活介護の定員を拡充したことにより、利用者の増加に対応します。 ②は～とふるで、医療的ケアが必要な人へのサービスも提供し、比較的重度な人の受け入れを確保します。 ③次期計画期間中に、は～とふるの定員を上回ることが見込まれ、市内での事業所整備の検討が必要となります。 ④最重度の重症心身障害のある児童や人の受け入れが可能な施設の確保が大きな課題であり、市内での事業所整備を検討する必要があります。

②自立訓練

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
機能訓練	0	1	0	1	1	1
生活訓練	15	18	18	23	26	29

※1 か月当たりの利用者数

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 機能訓練 身体障害のある人を対象に、自立した日常生活ができるよう、一定の期間(標準期間18か月)、身体機能向上のために必要な訓練を行います。 生活訓練 知的障害・精神障害のある人を対象に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間(標準期間24か月、長期入所者の場合36か月)、生活能力向上のために必要な訓練を行います。
サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none"> 機能訓練 市内・近隣に事業所がなく、対象者も少数です。 生活訓練 東大和市総合福祉センターは～とふるが開設したことにより、知的障害のある人の利用が増えています。また、第5期の計画期間中に、主に精神障害のある人を対象とする事業所が市内に開設し、精神障害のある人の利用増も見込まれます。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 東大和市総合福祉センターは～とふる及び市内・近隣市の事業所を活用し、提供体制を確保します。

③就労移行支援

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	20	20	20	26	29	31

※1 か月当たりの利用者数

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 一般就労を希望する人に、一定期間(標準期間24か月)、就労に必要な知識や能力を向上させる訓練や、適性にあった職場開拓、職場定着のために必要な支援を行います。
サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校高等部の卒業生や精神障害のある人の利用が増えており、今後もその傾向は続くものと見込まれます。

見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 東大和市総合福祉センターは～とふる及び近隣市の事業所を活用し、提供体制を確保します。
-------------	--

④就労継続支援

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A型	12	13	16	18	20	22
B型	274	275	340	310	310	315

※1 か月当たりの利用者数

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> A型 企業等に就労することが困難な人に、雇用契約に基づき、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。 B型 企業等に就労することが困難な人に、雇用契約は結ばず、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。
サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none"> A型 一般就労と福祉的就労との中間的就労としての利用ニーズが増しており、今後も少しずつ利用が増えるものと見込みます。 B型 特別支援学校卒業生、社会復帰を目指す精神障害のある人等により、今後も利用が見込まれますが、障害の重度化や高齢化により生活介護へ移行する者も増えており、今後は横ばいもしくは微増にとどまることが予想されます。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> A型事業所は、市内の東大和市総合福祉センター(定員10名)及び近隣市の事業所を活用し、提供体制を確保します。 B型事業所は、令和2年10月現在、市内に13か所あります。 <ul style="list-style-type: none"> ①東大和市総合福祉センターは～とふるで、就労継続支援B型の定員を拡充したことにより、新たな利用者に対応します。 ②事業所連絡会等を通して、サービスの質の向上を目指します。

⑤就労定着支援

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
就労定着支援	4	3	9	6	7	8

※1 か月当たりの利用者数

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して一般就労した人に、就労の継続を図るために必要な事業主等との連絡調整や日常生活や社会生活を営む上での相談、指導及びその他の必要な支援を行います。
サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度から始まった新しいサービスであり、利用者はまだ少ない状況です。福祉施設からの一般就労者の約 7 割が就労定着支援を利用するものと見込みます。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 市内には東大和市総合福祉センターに就労移行支援事業所がありますが、就労・生活支援センターを併設しているため、事業者指定を見込むことは困難であり、近隣市の事業所を活用します。

⑥療養介護

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
療養介護	11	12	13	12	12	12

※1 か月当たりの利用者数

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。
サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none"> 現在、利用者は 12 人ですが、重症心身障害のある人の施設入所待機者は保護者の高齢化等により年々増加傾向であり、在宅の重症心身障害のある児童も増加しています。医療的ケアの度合いが高い人も増えています。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 重症心身障害のある人の入所施設は市内に 1 か所ありますが、長期入所枠 92 床のうち 3 人が当市からの利用で、他の人は近隣市の施設を利用しています。空床が出た場合の希望者が多く、新規利用が困難な状況です。重症心身障害のある人の入所施設については、高度医療を伴う支援が必要な対象者も多く、東京都のリーダーシップによる整備が望まれます。

⑦短期入所

(単位:人、日)

		実績		見込	計画期間の見込		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉型	人数	45	48	49	55	58	61
	日数	255	298	280	340	360	380
医療型	人数	20	22	21	25	27	29
	日数	148	150	180	170	180	190
合計	人数	65	70	70	80	85	90
	日数	403	448	460	510	540	570

※1 か月当たりの利用者数、利用日数

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> • 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。短期入所のうち、医療機関において重症心身障害のある児童や人等に対して実施するものを医療型といいます。
サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none"> • 第5期計画期間において、見込みを上回る利用がありました。福祉型では、介護者の高齢化に伴い介護者の休養等を目的とした利用が増えています。医療型では、重症心身障害のある児童の利用が増えています。第5期の利用実績に基づいて利用を見込みました。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> • 福祉型については、東大和市総合福祉センターは～とふる及び近隣市の事業所を活用し、提供体制を確保しますが、緊急時に利用できる事業所が少ないため、市内でのさらなる整備を目指します。 • 医療型については、市内及び近隣市の事業所を活用して、提供体制を確保します。

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム） 重点施策2

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
知的・身体障害のある人	86	99	96	105	110	115
精神障害のある人	12	14	13	20	22	24
合 計	98	113	109	125	132	139

※1 か月当たりの利用者数

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 主として夜間において、共同生活を営むべき住居において、相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他日常生活上の援助を行います。 平成 26 年 4 月からケアホームがグループホームに統合され、外部サービス利用型または介護サービス包括型として運営されることとなりました。 平成 30 年 4 月から重度の障害のある人等に対して常時の支援体制を確保することを基本とする日中サービス支援型が創設されました。
サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none"> 知的障害・身体障害のある人 知的障害のある人について、第 5 期の計画期間において、新規施設の開所、介護者の高齢化、児童養護施設からの退所者等で利用者が増えました。入所施設からの地域移行に伴う利用は 2 人にとどまりました。第 6 期においても、施設入所者の地域移行に努めますが、在宅からの利用ニーズが高く、第 5 期の実績を踏まえて利用の伸びを見込みました。利用者の高齢化・重度化が進んでおり、設備や支援体制での課題が増えています。 精神障害のある人 精神科病院入院者の地域移行等に伴う通過型(原則利用期間 3 年)の利用は、ほぼ横ばいであると予測します。近年、通過型からの地域移行が困難な人が増えており、滞在型の利用も増えつつあります。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 現在、市内に外部サービス利用型グループホームが1か所(定員 7 人)、介護サービス包括型グループホームが 35 か所(定員 177 人)があり、市内の人が 59 人利用しています。他は、他市の施設を利用しています。 知的障害のある人の利用は今後も増えると見込まれるため、市内法人による施設設置の支援を今後も続けていきます。また、精神障害のある人の滞在型は、令和 2 年度に市内に 1 か所開設されたため、同所及び近隣市の事業所の活用で対応していきます。 市内のグループホームは、小規模法人の運営するグループホームが多く、利用者の高齢化・重度化や生活面の課題への対応等が求められており、世話人等の人材確保やサービスの質を向上させるための支援への取組が必要です。

②施設入所支援

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	47	49	43	49	49	48

※1か月当たりの利用者数

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none"> 第5期の計画期間に地域移行の推進を図りましたが、やむを得ない事情による新規入所者があり、令和2年度末の見込量の達成は困難です。第6期においては、現入所者の地域移行等を行うことで、平成31年度末の入所者数から2.0%を削減する48人を令和5年度の目標値とします。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 現在、市内に入所施設(重症心身障害者施設を除く。)はありません。市外の事業者により生活介護等と合わせて提供します。

③自立生活援助

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	0	0	2	2	2	2

※1か月当たりの利用者数

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 居宅において単身等で生活する障害のある人について、一定の期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により、相談、情報提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等、自立した日常生活を営むために必要な援助を行います。
サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度から始まった新しいサービスで、市内に事業所がなく、現在利用者はいません。通過型グループホームから地域移行する人などが利用するものと見込みます。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 新しいサービスであるため、事業者指定を見込むことは困難ですが、共同生活援助事業所や相談支援事業所等に指定を働きかけます。

④地域生活支援拠点等 **重点施策2**

(単位:か所、回)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置か所数	-	-	-	1	1	1
検証・検討の実施回数	-	-	-	1	1	1

事業内容及び見込量	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障害のある人の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討します。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度から東大和市総合福祉センターは～とふる、地域生活支援センターウエルカム及び市を中心として、面的な整備を行っています。また、年1回、地域の関係機関による地域生活支援拠点連絡会議を開催し、運用状況の検証及び検討を行います。

(4) 相談支援サービス

①計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	111	125	115	150	160	170
地域移行支援	1.2	1.0	2	2	3	3
地域定着支援	0	0	3	1	2	2

※1か月当たりの利用者数

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 計画相談支援 障害福祉サービスの支給決定を受ける場合または変更する場合に、サービス利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。 地域移行支援 施設入所者または精神科病院に入院している者が地域移行をするために、住居の確保、事業所への同行等の支援を行います。 地域定着支援 居家で单身等の地域生活が不安定な障害のある人に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態に訪問等をして支援を行います。
--------	--

サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none">• 計画相談支援 平成 31 年度末で障害福祉サービス利用者の 99%以上が利用しています。今後は各サービス利用者の増に合わせて、サービス量を見込みました。• 地域移行支援 施設から地域生活に移行する人、精神科病院を退院して地域生活に移行する人に支給します。• 地域定着支援 居宅で単身等の地域生活が不安定な障害のある人に対し支給します。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none">• 現在、市内には、委託による指定相談支援事業所が 2 か所、その他の相談支援事業所が 6 か所あります。今後の利用者の増を考慮し、さらに相談支援専門員、事業所の拡充を図り、提供体制を確保します。• 基幹相談支援センター事業、地域自立支援協議会相談部会の活動を通して、計画相談支援の質の向上に努めます。

第3節 障害児支援の見込量とその確保のための方策

国の基本的な指針において、平成 24 年度から新たに児童福祉法に規定された障害児支援についても、必要量を見込み、その体制整備に関することを障害児福祉計画として定めることとされました。本市では、国の基本的な指針及び東京都の基本的な考え方を踏まえて、令和 3 年度から令和 5 年度までの見込量とその確保のための方策を定めます。

見込量等は、第 1 期計画期間の各サービスの利用状況、障害のある児童の状況等を勘案して定めます。

(1) 児童発達支援

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
児童発達支援	32	31	40	45	50	55

※1か月当たりの利用者数

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある児童に対し、施設において、日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練を提供します。
サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度から、やまとあけぼの学園が児童発達支援事業所となり、通園児がサービスを利用しています。放課後等デイサービスに比べて利用増は緩やかですが、発達障害の児童が増えていることもあり、今後も利用が増加することが見込まれます。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 市内の事業所は 2 か所(うち 1 か所は放課後等デイサービスとの多機能型)です。重症心身障害のある児童が利用できる事業所を含めて、市内及び近隣市の事業所を活用して提供体制を確保します。

(2) 医療型児童発達支援

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0

※1 か月当たりの利用者数

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 医療的なケアが必要な障害のある児童に対し、施設において、日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練を提供します。
サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none"> 対象児及びサービス提供事業所が限られていることから、サービスの見込量は0人としました。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 利用希望者に対して適切に支給決定を行います。

(3) 放課後等デイサービス

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	122	134	120	150	160	170

※1 か月当たりの利用者数

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 学校就学中の障害のある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練や創作的活動、地域交流の機会の提供等を行います。
サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none"> 第5期も第4期に引き続き利用者が増加しています。要因として障害のある児童、とりわけ発達障害の児童が増えていることなどが考えられ、今後もこの傾向は続くものと考えられます。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 市内の事業所は6か所(うち1か所は児童発達支援との多機能型)です。近隣市の事業所を利用したり、複数の事業所を利用する人も多い状況です。重症心身障害のある児童が利用できる事業所を含めて、市内及び近隣市の事業所を活用して提供体制を確保します。

(4) 保育所等訪問支援

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	0	0	10	0	0	10

※1 か月当たりの利用者数

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 保育所等に通う障害のある児童について、通い先の施設を訪問し、障害のある児童及び保育所等の職員に対し、集団生活への適応のための専門的な支援その他の指導等を行います。
サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センターにおいて実施することが想定されるサービスであるため、児童発達支援センターの整備に伴い、利用者が増えるものと見込まれます。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> やまとあけぼの学園の老朽化対策に併せて、市有地を有効活用し、児童発達支援事業に地域支援機能を付加した児童発達支援センターへの移行を検討していきます。

(5) 居宅訪問型児童発達支援

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型児童発達支援	0	0	2	0	1	2

※1 か月当たりの利用者数

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援、医療型児童発達支援または放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度から始まった新しいサービスです。重症心身障害のある児童の中で特に外出が困難な人などが利用するものと見込まれます。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 対象児が限定されるため、単独での事業所指定は困難とされます。必要に応じて、児童発達支援、放課後等デイサービス事業所での併設等を働きかけます。

(6) 障害児相談支援

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	32	37	34	47	52	57

※1 か月当たりの利用者数

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 障害児通所支援を利用する障害のある児童に対し、サービスの支給決定を受ける場合または変更する場合に、サービス利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。
サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年度末で障害児通所支援利用者の99%以上が利用しています。今後はサービス利用者の増に合わせて、サービス量を見込みました。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 市内の障害児相談支援事業所は6か所です。今後の利用者の増を考慮し、さらに相談支援専門員、事業所の拡充を図り、提供体制を確保します。 基幹相談支援センター事業、地域自立支援協議会相談部会の活動を通して、計画相談支援の質の向上に努めます。

(7) 医療的ケア児支援コーディネーターの配置人数

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
コーディネーターの配置人数	0	0	1	0	1	1

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域の課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進します。
サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none"> 重症心身障害のある児童以外の医療的ケア児(人工呼吸器を使用し、たん吸引等の医療的ケアが必要な障害のある児童)は、都内で1,600人程度いるとされ、市内では数名程度と見込まれます。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 当面、行政職員、相談支援や訪問看護事業所職員等に対して、コーディネーター養成の研修受講を促し、確保の方策を検討します。

第4節 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本的な指針において、令和3年度から新たに、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた数値目標を設定することとされました。

(1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場

(単位:回、人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議の場の開催回数	—	—	—	6	6	6
協議の場への関係者の参加者数 (合計)	—	—	—	16	16	16
保健	—	—	—	1	1	1
医療	—	—	—	3	3	3
福祉	—	—	—	10	10	10
介護	—	—	—	2	2	2
障害当事者・家族等	—	—	—	0	0	0
協議の場における目標設定及び 評価の実施回数	—	—	—	1	1	1

実施の見込	<ul style="list-style-type: none"> 当市では、令和元年6月に「東大和市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議」を設置しました。推進会議において、地域の実情や課題を明らかにして、支援体制の構築に向けた協議を進めます。
-------	--

(2) 精神障害のある人の地域生活に必要な障害福祉サービス等の利用者数

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援	1.2	1.0	2	2	2	2
地域定着支援	0	0	3	1	1	1
共同生活援助	12	14	13	20	22	24
自立生活援助	0	0	2	2	2	2

※1 か月当たりの利用者数

利用者の見込	<ul style="list-style-type: none">第2節で掲げた各障害福祉サービス等の利用者数の見込みのうち、精神障害のある人の分について再掲しました。
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none">共同生活援助(グループホーム)は、精神障害のある人の地域生活を支えるために欠かせないサービスであり、市内に通過型2か所、滞在型1か所を整備しています。今後も市内及び近隣市の事業所の活用で対応していきます。地域移行支援は、精神科病院からの退院・地域移行に際しての利用が少しずつ増えています。地域定着支援、自立生活援助の利用はまだない状況ですが、協議の場で地域の実情を把握し、サービス提供体制の整備を図ります。

第5節 相談支援体制の充実・強化のための取組

国の基本的な指針において、令和3年度から新たに、相談支援体制の充実・強化のための取組に関する数値目標を設定することとされました。

(1) 総合的・専門的な相談支援

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	－	－	－	実施	実施	実施

実施の見込	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度から、総合福祉センターは～とふる、地域生活支援センターウエルカム及び市を地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターと位置づけて、コーディネーターとして専門的職員を配置し、総合的・専門的な相談支援を実施しています。
-------	---

(2) 地域の相談支援体制の強化

(単位:件、回)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業者に対する指導・助言の件数	－	－	－	12	12	12
相談支援事業者の人材育成の支援件数	－	－	－	1	1	1
相談機関との連携強化の取組の実施回数	－	－	－	13	13	13

実施の見込	<ul style="list-style-type: none"> 地域自立支援協議会相談部会における事例検討等を通して、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言を実施します。同じく相談部会において、相談支援専門員を対象とした研修会等を実施し、人材育成を行います。 地域自立支援協議会相談部会を毎月開催するとともに、地域生活支援拠点を円滑に運営するために、年1回地域生活支援拠点連絡会議を開催し、関係する地域の相談機関との連携強化を図ります。
-------	---

第6節 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

国の基本的な指針において、令和3年度から新たに、障害福祉サービスの質を向上させるための取組に関する数値目標を設定することとされました。

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する各種研修への参加人数	-	-	-	20	20	20
障害者自立支援審査支払等システムの審査結果の共有体制	-	-	-	実施	実施	実施
指導監査結果の関係市町村との共有体制	-	-	-	検討	検討	検討

実施の見込	<ul style="list-style-type: none"> • 都道府県が実施する各種研修への参加人数 東京都、東京都心身障害者福祉センター、多摩総合精神保健福祉センター等で開催される専門的研修に、市職員が積極的に参加します。 • 障害者自立支援審査支払等システムの審査結果の共有体制 例月の請求審査において、システムの審査結果と実績記録票等との突合を行い、事業所に対し請求誤りを指摘することにより、請求の適正化を図ります。また、報酬改定が行われた折等に、請求上の留意点を事業所に通知することにより情報共有を行います。 • 指導監査結果の関係市町村との共有体制 当面、市において、東京都が実施する指導監査結果の分析や活用を行い、関係市町村との共有体制については今後検討します。
-------	--

第7節 地域生活支援事業の実施に関する事項

国の基本的な指針では、市町村の実施する地域生活支援事業について、地域の実情に応じて、①実施する事業の内容、②各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み、③各事業の見込量の確保のための方策を定めることとしています。当市では、国の基本的な指針及び東京都の基本的な考え方を踏まえて、令和3年度から令和5年度までの見込量とその確保のための方策を定めます。

※各表とも、平成30年度、31年度は実績数値。令和2年度は第5期計画における見込数値。令和3年度から5年度までは、第6期計画で定める見込数値です。

(1) 理解促進研修・啓発事業 重点施策1

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため、障害のある人への理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけをします。
実施に関する考え方と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 市民を対象に障害のある人への理解を深めるための催し(障害者理解促進事業等)を実施します。また、障害者週間に合わせて、障害のある人の理解・啓発のためのパネル展示等を行います。

(2) 自発的活動支援事業

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	一部実施	一部実施	実施	実施	実施	実施

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。
実施に関する考え方と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 障害者団体等が行う市民を対象とした自発的活動や催しについて、市報や窓口で周知するとともに、東大和市総合福祉センターは～とふると連携し、市民に広く周知する支援を行います。

(3) 相談支援事業

①相談支援事業

(単位:か所)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター	未設置	未設置	設置	設置	設置	設置
地域自立支援協議会	実施	実施	実施	実施	実施	実施

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス及び社会資源の利用に関する相談・助言・紹介、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のための援助、地域自立支援協議会の運営等を行います。
実施に関する考え方と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 障害者相談支援事業 精神障害のある人を対象とした相談支援事業を東大和市地域生活支援センターウエルカムで実施しています。令和3年度以降も継続して実施します。 身体障害・知的障害のある人の相談支援事業は、平成28年10月に開設した東大和市総合福祉センターは～とふるで開始しました。令和3年度以降も継続して実施します。 基幹相談支援センター 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、令和2年度から、東大和市総合福祉センターは～とふる、東大和市地域生活支援センターウエルカム及び市を基幹相談支援センターと位置づけて、地域生活支援拠点の機能も担うこととしました。 地域自立支援協議会 平成21年度から実施しました。専門部会の活動を活発に行うほか、平成24年4月から法定化された趣旨を踏まえて、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善の推進等のために十分に機能が果たせるよう活性化を図ります。

②基幹相談支援センター等機能強化事業 重点施策2

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 専門的な相談支援等を要する困難ケースの援助を行うことなどを目的に、社会福祉士、精神保健福祉士等専門的職員を配置し相談機能強化を図ります。
実施に関する考え方と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害のある人を対象として、東大和市地域生活支援センターウエルカムで実施しています。身体障害・知的障害のある人については、平成28年10月に開設した東大和市総合福祉センターは～とふるで実施しています。今後も、困難事例への対応等のため、関係機関との連携を図りながら支援を行っていきます。

③住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅入居等支援事業	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 不動産業者に対する物件斡旋依頼、家主等との入居契約の支援、居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整等を行います。
実施に関する考え方と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議において、住まいの確保支援の検討を行う等により、事業の実施について検討します。 地域自立支援協議会相談部会での取組を踏まえて、様々な居住支援について検討します。

（4）成年後見制度利用支援事業 重点施策1

（単位：件）

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	0	0	4	2	3	4

※1 1か年当たりの助成件数

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の申立てに要する費用（鑑定費用、登記手数料、後見人の報酬の全部または一部）を助成します。
実施に関する考え方と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 市長申立ての場合に、申立てに要する費用を助成しています。知的障害のある人、精神障害のある人、その保護者の高齢化により、申立てが増えており、今後も継続して実施します。市長申立て以外の者への報酬助成については、今後、検討します。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

(単位:か所)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を図ります。
実施に関する考え方と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度推進機関(東大和市社会福祉協議会)に法人後見事業を委託することを目指します。【福祉推進課】

(6) コミュニケーション支援事業

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者の派遣 (実利用者数)	24	22	25	26	27	28
要約筆記者の派遣 (実利用者数)	3	3	6	4	5	6
点訳・音訳支援事業 (実利用者数)	40	41	36	48	49	50
手話通訳者設置事業 (年間延利用者数)	123	108	190	120	130	140
奉仕員養成研修事業 (手話奉仕員登録者数)	13	15	16	17	18	19

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 手話通訳者の派遣を行います。 要約筆記者の派遣を行います。 視覚障害のため情報取得に困難な人に、音声に吹き替えた市報・こうみんかんだより・議会だより等を希望者に配付します。 公共施設等に手話通訳者を設置します。 一般市民を対象とした手話講習会を実施し、ボランティアの育成と手話技術の向上を図ります。また、手話通訳者(手話奉仕員)養成講座を実施します。
-------	---

<p>実施に関する考え方と見込量確保のための方策</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 手話通訳者の派遣事業 委託により実施しています。令和3年度以降も継続して実施します。 • 要約筆記者の派遣事業 手話通訳者の派遣事業と合わせて委託により実施しています。令和3年度以降も継続して実施します。 • 点訳・音訳による支援事業 音声版の市報・こうみんかんだより・議会だよりを希望者に配付しています。令和3年度以降も継続して実施します。【秘書広報課、議会事務局、中央公民館】 その他の市の発行物について、音声化を庁内各部署に呼びかけます。 • 手話通訳者設置事業 平成23年度から市役所において実施しました。令和3年度以降も継続して実施します。 • 奉仕員養成研修事業 現在手話講習会を実施しています。手話通訳者養成講座は、平成25年度から市の事業として実施しました。手話奉仕員登録者数の増を目指します。
------------------------------	---

(7) 日常生活用具給付等事業

(単位:件)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	12	20	12	20	20	20
自立生活支援用具	15	18	30	20	20	20
在宅療養等支援用具	12	21	15	20	20	20
情報・意志疎通支援用具	12	9	15	15	15	15
排せつ管理支援用具	2,160	2,095	2,350	2,150	2,200	2,250
居宅生活動作補助用具	7	7	10	10	10	10
合計	2,218	2,170	2,432	2,235	2,285	2,335

※1 か年の給付件数

<p>事業の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 障害のある人が日常生活を容易にするための日常生活用具を購入した場合に、その用具の購入に要する費用を支給します。
<p>実施に関する考え方と見込量確保のための方策</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 現在実施しています。令和3年度以降も継続して実施します。 • 給付種目について、自立支援のための必要性を勘案して見直し・拡充を図ります。

(8) 移動支援事業

(単位:人、時間)

		実績		見込	計画期間の見込		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
個別支援型	人数	198	183	230	210	220	230
	時間	1,600	1,425	1,750	1,650	1,700	1,750
グループ支援型	人数	-	-	-	10	12	14
	時間	-	-	-	108	120	144

※1 か月当たりの利用者数、利用時間

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 屋外での移動が困難な障害のある人が、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際に介護者を派遣して移動を支援します。
実施に関する考え方と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 個別支援型に加えて、令和2年度からグループ支援型も実施しました。 支給決定者数は増えていますが、事業所におけるヘルパー不足から実際に利用できないという課題があるため、平成31年度から知的障害者移動支援従業者養成研修を市独自で行いました。令和3年度以降も継続します。 利用者から利用方法等について様々な要望があるため、ニーズ把握に努め、利用方法等の検討を行います。

(9) 地域活動支援センター 重点施策3

(単位:か所、人)

		実績		見込	計画期間の見込		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
I型	実施か所数	1	2	2	2	2	2
	実利用者数	180	201	390	210	220	230

※1 か年当たりの実利用者数

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 基礎的事業として、創作的活動、生産活動の機会の提供等、社会との交流促進の支援を行う事業を実施します。 基礎的事業に加え、地域活動支援センターI型では、専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進の啓発事業等を実施します。 地域活動支援センターII型では、地域において雇用・就労が困難な在宅の障害のある人に対し、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを実施します。
-------	---

実施に関する考え方と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動支援センターⅠ型は、東大和市地域生活支援センターウエルカムで精神障害のある人を対象に、平成28年10月に開設した東大和市総合福祉センターは～とふるで身体・知的障害のある人を対象に実施しています。 同Ⅱ型は、市立みのり福祉園で身体障害のある人を対象に実施していましたが、平成28年10月に総合福祉センターに移行し、廃止しました。 Ⅰ型事業を、ウエルカム及びは～とふるで令和3年度以降も継続して実施します。
-----------------------	---

(10) その他の事業

必須事業以外の事業で、自立した日常生活、社会生活を営む上で必要な支援事業として以下の事業を実施します。

①訪問入浴サービス事業

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	12	10	23	12	13	14

※1か月当たりの利用者数

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 入浴困難な在宅の重度障害のある人に対して、週1回入浴巡回車を派遣し、組立式浴槽による入浴のサービスを実施します。
実施に関する考え方と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 現在実施しています。令和3年度以降も継続して実施します。

②就職支度金給付事業

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就職支度金給付事業	2	8	6	9	10	11

※1か年の給付者数

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 施設に入所または通所している障害のある人が、就職等により施設を退所する場合に就職支度金を給付します。
実施に関する考え方と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる人に給付します。令和3年度以降も継続して実施します。

③日中一時支援事業

(単位:か所、人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数	10	8	11	10	10	10
実利用者数	49	49	52	54	56	58

※1 か月当たりの利用者数

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人に対し事業者の施設等において日中一時的に排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
実施に関する考え方と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度以降も継続して実施します。登録事業所の拡大に努めます。 東大和市総合福祉センターは～とふるで、身体障害・知的障害のある児童や人を対象とした事業を開始しました。それに合わせて通所施設利用後の時間帯にも利用できるよう4時間未満のサービス類型を創設したことにより、成人の利用が増えました。

④自動車運転免許取得費助成事業

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車運転免許取得費助成事業	2	0	3	3	3	3

※1 か年の助成者数

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 自動車運転免許を取得する障害のある人に対して、運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。
実施に関する考え方と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 現在実施しています。令和3年度以降も継続して実施します。

⑤自動車改造費助成事業

(単位:人)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車改造費助成事業	1	1	3	3	3	3

※1 か年の助成者数

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 自己の所有する自動車の操向装置及び駆動装置の改造が必要な障害のある人に対し、自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
実施に関する考え方と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 現在実施しています。令和3年度以降も継続して実施します。

⑥住宅設備改善費給付事業

(単位:件)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
中規模改修	3	5	8	6	6	7
屋内移動設備設置	0	4	5	3	3	4

※1か年の給付件数

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 重度の身体障害のある人が日常生活の利便を図るため、その居住する家屋の住宅設備を改善した場合に、改善に要する費用を限度額内において助成します。
実施に関する考え方と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 重度心身障害のある人・児童の増加に伴い利用が増えています。令和3年度以降も継続して実施します。

⑦巡回支援専門員整備事業

(単位:件)

	実績		見込	計画期間の見込		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期巡回件数	-	-	-	30	30	30

※1か年の実施件数

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、障害が“気になる”段階からの支援や情報提供を行います。
実施に関する考え方と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 未就学児がいる施設等を計画的に巡回し、早期発見に努めるとともに、必要に応じて施設等職員や保護者へ助言等の支援を行います。【教育指導課】

第6章

計画の実施と評価

第1節 障害のある人の地域生活支援の仕組み

平成28年10月、新たな地域福祉・障害のある人の福祉の拠点として、東大和市総合福祉センターは〜とふるが開設し、主に身体障害のある人・知的障害のある人の地域生活支援の役割を担う場となっています。また、従前から、地域生活支援センターウエルカムでは、主に精神障害のある人の地域生活支援を担っています。

令和2年度から整備を開始した「地域生活支援拠点 ういずねっとi」では、総合福祉センターは〜とふる、地域生活支援センターウエルカム及び市を基幹相談支援センターと位置づけて、地域の様々な社会資源を活用して、面的な整備を進めて、①相談 ②緊急時の受入・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくりの機能の充実を図っていきます。

また、令和元年から発足した「東大和市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議」で精神障害のある人の地域生活支援の仕組みを検討していきます。「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場」の設置についても引き続き検討を進め、障害のある児童の支援体制の強化に努めていきます。

また、地域自立支援協議会や上記の仕組み・会議体等を通して、福祉・保健・医療・教育・企業などの関係機関、サービス事業者、福祉活動を行う地域の団体、NPO などとの連携・協力を進めて、地域全体で障害のある人の生活を支える体制の構築を目指します。

第2節 計画の評価と進行管理

計画に沿った施策の推進を図るために、計画(PLAN)、実行(DO)、評価(CHECK)、改善(ACTION)の「PDCAサイクル」の考え方を活用し、各年度の事業の実績・進捗について、東大和市地域福祉審議会に報告し意見を聴き、計画の進行管理や評価を適正に行います。

また、障害者総合支援法の規定により、障害福祉計画を定め、または変更しようとする場合は、あらかじめ地域自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないことから、計画策定に当たっては、東大和市地域自立支援協議会の意見聴取を行います。

これらの結果を、令和6年度からの次期計画である第3次障害者総合プラン(第6次東大和市障害者計画・第7期東大和市障害福祉計画・第3期東大和市障害児福祉計画)の策定に適切に反映していくこととします。

図 6-1

障害のある人の地域生活支援システムのイメージ



市・総合福祉センターはは〜とふる・地域生活支援センターウエルカムを、相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターと位置づけて、地域自立支援協議会や相談支援事業所と連携して、障害のある人の地域生活を支える地域生活支援拠点「ういずねっとi」を運営します。障害福祉サービス事業所等がういずねっとiの機能を様々な形で担うとともに、地域の福祉・保健・医療などの関係機関や地域住民と連携しながら、障害のある人が地域で生き生きとした生活が続けられるよう支援します。

また、精神障害や医療的ケア等の個別の課題に対応するためのネットワーク構築についても検討していきます。

資料

東大和市地域福祉審議会

(1) 設置条例

東大和市地域福祉審議会条例

平成7年12月26日

条例第34号

(設置)

第1条 東大和市における地域福祉の推進を図るため、東大和市地域福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

(1) 地域福祉計画(地域における福祉サービスの適切な利用の推進、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項を一体的に定める計画をいう。)に関する事。

(2) 障害者計画(障害者の状況等を踏まえて策定される障害者のための施策に関する基本的な計画をいう。)及び障害福祉計画(障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害福祉サービス等に係る業務の円滑な実施に関する計画をいう。)に関する事。

(3) 健康増進計画(健康増進の推進に関する施策、食育の推進に関する施策及び母子保健に関する施策を総合的に推進するための計画をいう。)に関する事。

(4) 地域福祉の施策の充実及び推進に関する事。

(5) その他市長が必要と認める事項

(組織及び委員)

第3条 審議会は、委員21人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者 3人以内

(2) 保健医療関係者 4人以内

(3) 福祉等関係者 9人以内

(4) 公募による市民 5人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1名を置き、その選任方法は、委員の互選による。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 審議会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴取することができる。

(専門部会)

第8条 審議会のもとに専門的事項について調査審議するため、専門部会を置くことができる。

- 2 部会員は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、その選任方法は、部会員の互選による。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成8年3月1日から施行する。

附 則(平成16年3月10日条例第6号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日に委嘱されている委員の任期は、改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、平成17年12月31日までとする。

附 則(平成27年3月4日条例第7号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、同年7月1日から施行する。

(2) 第九次地域福祉審議会委員名簿

(任期：平成30年7月1日～令和3年6月30日)

順不同、敬称略

選出区分	氏名	所属	備考
学識経験者	◎和 秀俊	田園調布学園大学	
	宮本 浩史	恩賜財団東京都同胞援護会	障害者部会長
	大羽 敬子	東大和市商工会	
保健医療関係機関	○辻 亮作	東大和市医師会	
	齊藤 寛	東大和市歯科医師会	
	野中 明人	東大和市薬剤師会	
	早田 紀子	東京都多摩立川保健所	
福祉等関係機関	小林 美智子	東大和市民生委員・児童委員協議会	令和元年11月30日まで
	神原 久	東大和市民生委員・児童委員協議会	令和元年12月1日から
	吉田 彰	東大和市シニアクラブ連合会	
	千坂 真樹	多摩湖高齢者福祉施設経営者協議会	
	井上 貴義	東大和市共同作業所連絡会	障害者部会
	水谷 雅弘	東大和障害福祉ネットワーク	障害者部会
	折原 義和	東大和市私立保育園園長会	
	若松 眞由美	ボランティア会	障害者部会
	中澤 正至	東大和市社会福祉協議会	
	獅子野 秀美	都立東大和療育センター	障害者部会
公募市民	外池 武嗣		障害者部会
	野口 文雄		
	山本 則文		
	水落 宏		

◎：会長、○：副会長

審議経過

(1) 地域福祉審議会 全体会

区分	日程・会場	主な審議内容
平成31年度 第2回	令和2年2月10日(月) 東大和市役所会議棟	<ul style="list-style-type: none">・第6次地域福祉計画等福祉5計画進捗状況報告について アンケート調査(調査票と概要)・平成30年度の実施状況報告について・答申(案)について
令和2年度	令和2年8月14日(金) ~31日(月)	<ul style="list-style-type: none">・第6次地域福祉計画等福祉5計画策定に係る資料(骨子案)の送付
第1回	令和2年11月17日(火) 東大和市役所会議棟	<ul style="list-style-type: none">・第6次地域福祉計画等福祉5計画(中間案)について・令和2年度地域福祉審議会の予定について
第2回	令和3年2月19日(金) 東大和市役所会議棟	<ul style="list-style-type: none">・第6次地域福祉計画等福祉4計画(案)について・平成31年度の実施状況報告について・答申(案)について

(2) 地域福祉審議会 障害者部会

区分	日程・会場	主な審議内容
平成 31 年度 第 1 回	令和元年 11 月 12 日 (火) 東大和市役所会議棟	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東大和市障害者総合プラン実施状況報告書について ・ 第 2 次東大和市障害者総合プラン策定のための事前調査について ・ 「障害福祉計画・障害児福祉計画」に関する国の動向について
第 2 回	令和 2 年 2 月 20 日 (木) 東大和市役所会議棟	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 次東大和市障害者計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査速報値について ・ 障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて ・ 基本指針の見直しに伴う新たな成果目標と東大和市の現状について
令和 2 年度 第 1 回	令和 2 年 7 月 14 日 (火) 東大和市役所会議棟	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 次東大和市障害者総合プラン策定のためのアンケート調査結果の考察について ・ 計画の理念及び目標について ・ 計画の構成（案）について ・ 基本指針の見直しに伴う新たな成果目標と東大和市の現状について
第 2 回	令和 2 年 10 月 21 日 (水) 東大和市役所会議棟	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東大和市障害者総合プラン平成 31 年度実施状況について ・ 第 2 次東大和市障害者総合プラン中間案について
第 3 回	令和 3 年 1 月 21 日 (木) 東大和市役所会議棟	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 次東大和市障害者総合プランについて

(3) パブリックコメント

募集期間	計画（案）閲覧方法	意見
令和 2 年 12 月 4 日 (金) ~ 令和 3 年 1 月 4 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市報 12 月 1 日号に掲載 ・ 東大和市公式ホームページに掲載 ・ 市役所（障害福祉課）、公民館、市民センター、総合福祉センターは～とふるにおいて計画案の閲覧 	53 件

(4) 市民説明会

区分	日程・会場	内 容	参加者
第1回	令和2年12月19日(土) 東大和市役所会議棟	・各計画(案)の説明 ・質疑応答 ・その他連絡事項等	3人
第2回	令和2年12月21日(月) 東大和市役所会議棟		9人

(5) 地域自立支援協議会

日程・会場	内 容	意見
令和2年12月17日(木) 東大和市総合福祉センターは〜とふる	・第2次東大和市障害者総合プランについて	7件

(6) 答申

日程	内 容
令和3年3月23日(火)	・地域福祉計画について ・障害者計画及び障害福祉計画について ・健康増進計画について ・地域福祉の施策の充実及び推進に関すること ・その他市長が必要と認める事項 「東大和市自殺対策計画」について

用語解説

あ行

愛の手帳

東京都において知的障害のある人に交付される手帳のこと。障害の程度により 1 度から 4 度の区分で交付される。

意思決定支援

自ら意思を決定することに困難を抱える障害のある人が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることが可能となるように、可能な限り本人が自ら意思決定ができるように支援し、本人の意思の確認や意思及び選考の推定をし、最後の手段としての最善の利益の検討のために事業者が行う支援の行為及び仕組みをいう。

医療的ケア児

NICU(新生児集中治療室)等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害のある児童のこと。

インクルーシブ

「包み込むような」「包摂的な」との意味。「あらゆる人が孤立したり、排除されないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合う」という理念を表す。

か行

基幹相談支援センター

障害者総合支援法の規定により、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、市町村に設置する機関のこと。

共生型サービス

介護保険と障害福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供することができるよう平成 30 年度から創設されたサービスのこと。

グループホーム

障害者総合支援法で障害福祉サービスと定められた共同生活援助のこと。障害のある人が小規模の住居で共同生活を行い、世話人等の支援員が日常生活上の介護や支援を行う。

高次脳機能障害

病気や事故などが原因で脳の損傷を受けたため、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知機能に障害が起きた状態をいう。

合理的配慮

障害のある人が障害のない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する社会的障壁を取り除くための個別の調整や変更のこと。障害者差別解消法や障害者雇用促進法で、国、地方公共団体や事業者に対して合理的配慮の提供が義務付けられた。

さ行

社会的障壁

障害者差別解消法で、「障害のある人にとって日常生活または社会生活を営む上で、障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」と定義され、社会的障壁の除去について、合理的な配慮がされなければならないと規定されている。

障害者活躍推進計画

令和元年の障害者雇用促進法の改正により、国及び地方公共団体において、障害のある職員がその有する能力を有効に発揮して職業生活において活躍することの推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施するために、作成し公表することとされた計画。

障害者週間

障害者基本法の規定により、国民の間に広く障害のある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するために設けられた週間。12月3日から12月9日までの1週間とされている。

情報アクセシビリティ

アクセシビリティ(Accessibility)は「利用のしやすさ」のことで、高齢者、障害のある人をはじめ、あらゆるユーザーがパソコンやWebページなどの情報資源を不自由なく利用できること。

自立支援医療

障害者総合支援法の規定により、心身の障害を除去、軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。精神通院医療、更生医療、育成医療の種別がある。

身体障害

身体障害者福祉法に基づく、心身上の障害(視覚障害、聴覚または平衡機能の障害、音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害)のこと。

身体障害者補助犬

身体障害のある人の自立と社会参加に資するものとして、身体障害者補助犬法に基づき訓練・認定された犬をいう。視覚障害のある人のための盲導犬、聴覚障害のある人のための聴導犬、肢体不自由のある人のための介助犬がある。

精神障害

統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有すること。

成年後見制度

精神上の障害(知的障害、精神障害、認知症など)により判断能力が十分でない人が不利益を被らないように 家庭裁判所に申立てをして、本人を支援する人として成年後見人を選任する制度のこと。

た行

地域共生社会

地域を構成するあらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを形成し、公的な福祉サービスと協働して助けあいながら暮らすことのできる社会にすること。

地域自立支援協議会

障害のある人が地域で自立した生活をしていくための支援体制が整備されるよう、関係機関のネットワーク構築や社会資源の開発・改善などについて協議する組織。障害者総合支援法により、市町村及び都道府県に設置することが求められている。

地域生活支援事業

障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて、柔軟な形態で効果的・効率的に実施するものとして、障害者総合支援法の規定により市町村または都道府県が実施主体となって行う事業のこと。

地域生活支援拠点

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けるための機能を整備して、様々な関係機関が連携して、障害のある人の生活を地域全体で支える仕組みのこと。

地域包括ケアシステム

高齢者や障害のある人、子育て家庭など、支援を必要とする人が身近な地域で相談することができ、住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送れるよう保健・医療・福祉等のサービスが総合的に提供され、地域がサポートし合う社会システムのこと。

地域移行

長年にわたって障害者支援施設に入所したり、精神科病院に入院している人が、自ら選んだ場所で安心して、自分らしい暮らしを実現すること。

知的障害

知的機能の障害が発達期(18歳未満)に表れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にあるもので、知的機能と日常生活能力のいずれもが基準に該当するもの。

デイジー方式

Digital Accessible Information System の略で、視覚障害などで活字の読みが困難な人のために製作されるデジタル図書の国際標準規格のこと。

特別支援学級

学校教育法に基づき小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができるとされている学級で、心身に障害のある児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的とする。対象となるのは、知的障害、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害のある児童・生徒で特別支援学級において教育を行うことが適当なもの。

特別支援学校

障害のある幼児・児童・生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校のこと。

特別支援教室

通常の学級に在籍したまま、個々の児童・生徒に適した特別の指導を受けることができる場を「特別支援教室」という。

な行

難病

発病の機構が明らかでなく治療方法が確立していない希少な疾病であって長期の療養を必要とするもの。経過が慢性にわたり、単に経済的な負担のみならず介護等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病とされている。平成 26 年 5 月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が公布された。

は行

発達障害

発達障害者支援法に基づき、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。

バリアフリー

住宅建築用語として、障害のある人が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去するという意味で、段差等の物理的な障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

避難行動要支援者登録制度

地震等の災害時に避難のための支援が必要な人(避難行動要支援者)を、地域の共助により支援する仕組みをつくるために、あらかじめ避難行動要支援者名簿に登録する制度。登録情報は、地域(民生委員、自治会等)、関係機関(警察署、消防署、社会福祉協議会等)に提供し、災害発生時の安否確認や避難誘導等の支援活動が速やかにできるような体制を整備する。

福祉的就労

一般就労が困難な障害のある人が、各種の就労のための訓練施設や作業所で職業訓練等を受けながら作業を行うことをいう。

副籍交流

都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校(地域指定校)に副次的な籍(副籍)をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度のこと。

ヘルプカード

障害のある人など手助けを必要とする人が、普段から身に付けておき、緊急時や災害時に周囲の人の配慮や手助けをお願いしやすくするためのカードのこと。

や行

ユニバーサルデザイン

「全ての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無、体格、性別、国籍などに関わらず、できるだけ多くの人にわかりやすく、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインすること。

ら行

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等それぞれの段階のこと。

第2次東大和市障害者総合プラン

令和3年3月

発行／東大和市

編集／東京都 東大和市 福祉部障害福祉課

〒207-8585 東京都東大和市中心3-930

TEL(042)563-2111

FAX(042)563-5928

東京
ゆったり日和



東やまと